

ぎふ農業・農村基本計画(平成28～32年度) (仮称)

原 案

岐阜県

ぎふ農業・農村基本計画（仮称） 目次

はじめに	1
第1章 社会情勢の変化と時代の潮流	3
第2章 本県農業の現状	5
第3章 本県農業・農村施策の評価と課題	
1 「ぎふ農業・農村基本計画」の評価と今後取り組むべき課題	9
2 食料自給率の現状と今後取り組むべき課題	13
第4章 基本理念と基本方針	15
第5章 政策の方向性	
◆ＴＰＰ協定に対応した強い農業づくり	17
◆3つの基本方針に基づく具体的な取組み	
1 多様な担い手づくり	19
<重点施策>	
(1) 就農研修拠点の拡大	20
(2) 営農定着・経営安定化の支援	21
(3) 農業分野の企業誘致	22
<基本施策>	
(1) 「第19回全国農業担い手サミット in ぎふ」の開催	23
(2) 就農希望者への情報発信	23
(3) 認定農業者、農業法人等の経営力強化	23
(4) 集落営農体制づくりの加速化	23
(5) 女性が輝く社会の実現	24
(6) 指導的農業者の育成、営農指導者の資質向上	24
(7) 農業大学校・国際園芸アカデミーの人材育成機能の強化	24
(8) 農業による自己実現や国際貢献の推進	24
2 売れるブランドづくり	26
<重点施策>	
(1) 水田農業の競争力強化	27
(2) 県産花きの活用促進と販売力強化	28
(3) 鮎王国ぎふの復活	29
(4) 県産農畜水産物のグローバル展開	30
(5) 農業の6次産業化の取組み拡大	31
(6) 特色ある食の魅力の発信	32
<基本施策>	
(1) 安全・安心な農畜水産物の生産体制の強化	33

(2) 新品種・新技術の導入	33
(3) 優良農地・農業用水の確保	33
(4) 大消費地における県産農畜水産物の販路拡大	34
(5) 地産地消の推進	34
(6) 加工・業務用など新規需要の開拓	34
(7) 卸売市場の経営体質強化	35
3 住みよい農村づくり	36
<重点施策>	
(1) 里川の振興	37
(2) 農村ビジネスの創出	38
(3) 水田を中心とした農村の維持	39
(4) 鳥獣被害対策の強化	40
(5) 農業・農村の強靭化	41
<基本施策>	
(1) 高齢者等生きがい農業の推進	42
(2) 生活環境の整備推進	42
(3) 地域資源の循環利用と自然エネルギーの活用推進	42
(4) 農村の伝統文化の伝承	42
(5) 農村環境を守るための地域住民、企業等との連携	43
第6章 主要品目別施策	
(1) 水田作物（米、麦、大豆、飼料用米）	44
(2) トマト	45
(3) ほうれんそう	45
(4) えだまめ	46
(5) いちご	46
(6) 柿	47
(7) 栗	47
(8) 茶	48
(9) 花き	48
(10) 乳用牛	49
(11) 肉用牛	49
(12) 養豚	50
(13) 養鶏	50
(14) 養蜂	51
(15) 飼料作物（WCSを含む）	51
(16) 淡水魚	52
第7章 計画実現に向けての推進体制	
資料編	略

はじめに

1 趣旨

平成23年に「ぎふ農業・農村基本計画」を策定し、平成27年度を目標として、本県農業・農村の振興に取り組んできた。

その間、環太平洋パートナーシップ協定（以下、TPP協定とする）の大筋合意、日豪EPA（経済連携協定、以下EPAとする）の発効など経済の国際化が進展するとともに、米政策の見直しや農地中間管理機構、日本型直接支払制度の導入など国の農業政策の改革が進み、日本の農業は大転換期を迎えている。

国内では、人口減少、少子高齢化の進展に伴い、農産物や食料品の市場規模は縮小傾向にある。その一方で、世界の食に関する市場は、新興国の経済発展に伴い急速に拡大しており、国産農産物の海外市場の獲得機会は拡大している。

県内の農業生産の現場では、農業従事者の減少と高齢化が急速に進展し、担い手不足が深刻となっていることに加え、農家1戸当たりの農業所得は、全国平均の43%に留まり、農業による収入は十分ではない。

また、農村地域では、鳥獣害や耕作放棄が深刻化するとともに、農業用施設の老朽化が進み、営農環境だけでなく生活環境の悪化も懸念されている。

こうした本県の農業・農村が直面する課題に対応するため、平成28年度から当面5年間に県が重点的に取り組む施策を示すため、新たな基本計画を策定する。

2 性格・位置付け

本計画は、県の総合計画である「岐阜県長期構想(平成26年3月中間見直し)」の政策の方向性を反映するとともに、「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」と整合性を保つつつ、当面5年間に県が重点的に取り組む施策について示す。

また、県の農業・農村振興に関する計画の最上位に位置付け、今後、策定・変更する農業・農村振興に関する諸計画は、本計画の方向性を踏まえて、策定・変更する。

なお、社会情勢の変化や県民の意向などに的確に対応するため、必要に応じて隨時見直すこととする。

3 期間と構成

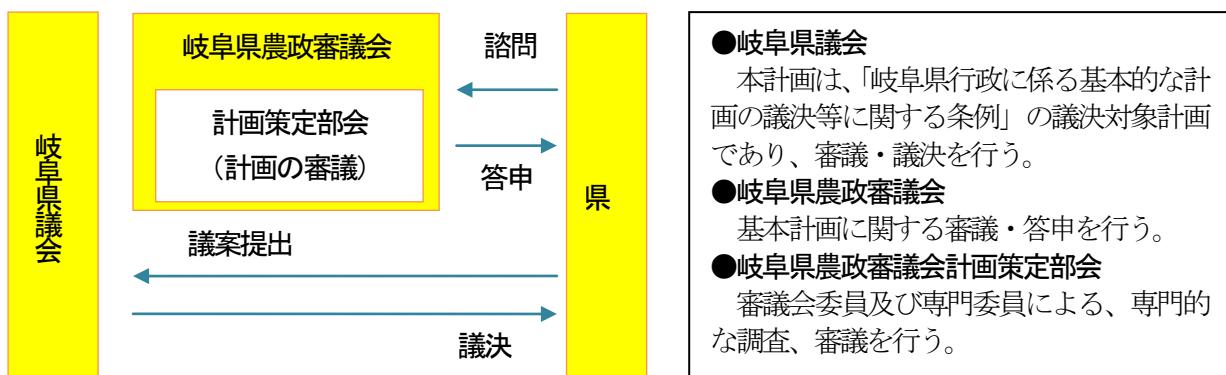
本計画の期間と構成は次のとおりとする。

【事業計画期間】 平成28年度から平成32年度までの5年間

【目標設定年度】 平成32年度（基準年度は原則平成26年度）

- 【構成】
- 第1章 社会情勢の変化と時代の潮流
 - 第2章 本県農業の現状
 - 第3章 本県農業・農村施策の評価と課題
 - 第4章 基本理念と基本方針
 - 第5章 政策の方向性
 - 第6章 主要品目別施策
 - 第7章 計画実現に向けての推進体制

4 策定体制



5 計画の推進と管理

本計画の推進にあたっては、農業者はもとより広く県民や企業、関係団体や行政が連携を図りながら、それぞれの役割に応じた積極的な取組みが重要である。

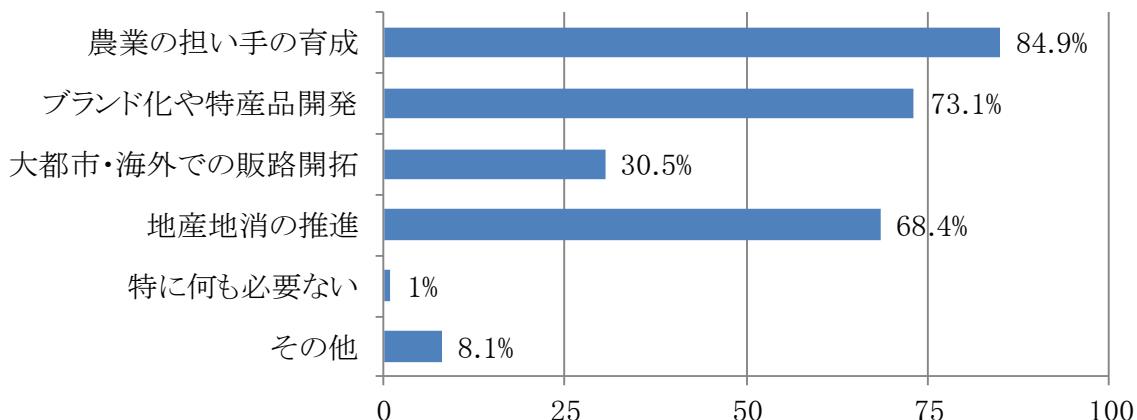
このため、県では農業者や県民の皆様をはじめ、市町村や関係団体などと相互に連携・協働しながら、本県の特性や実情に応じた施策を講じるとともに、その効果を検証し、次の新たな取組みへと繋げていく。

進行管理については、県において本計画に掲げた施策や目標値の達成状況を、毎年岐阜県農政審議会へ報告するとともに、ホームページなどを通じて公表する。

◆県民、関係団体等の皆様から寄せられた御意見の反映

本計画の策定にあたって、県政モニターアンケート調査（H26年9月）、パブリック・コメント（H27年11月）などの機会を通じ、1,400人を超す県民や関係団体等の皆様から貴重な御意見をお寄せいただいた。これらを反映し、政策の立案、施策の重点付けをした。

【参考】農業を活性化するために、県が取り組むべき施策（県政モニターアンケート調査より）



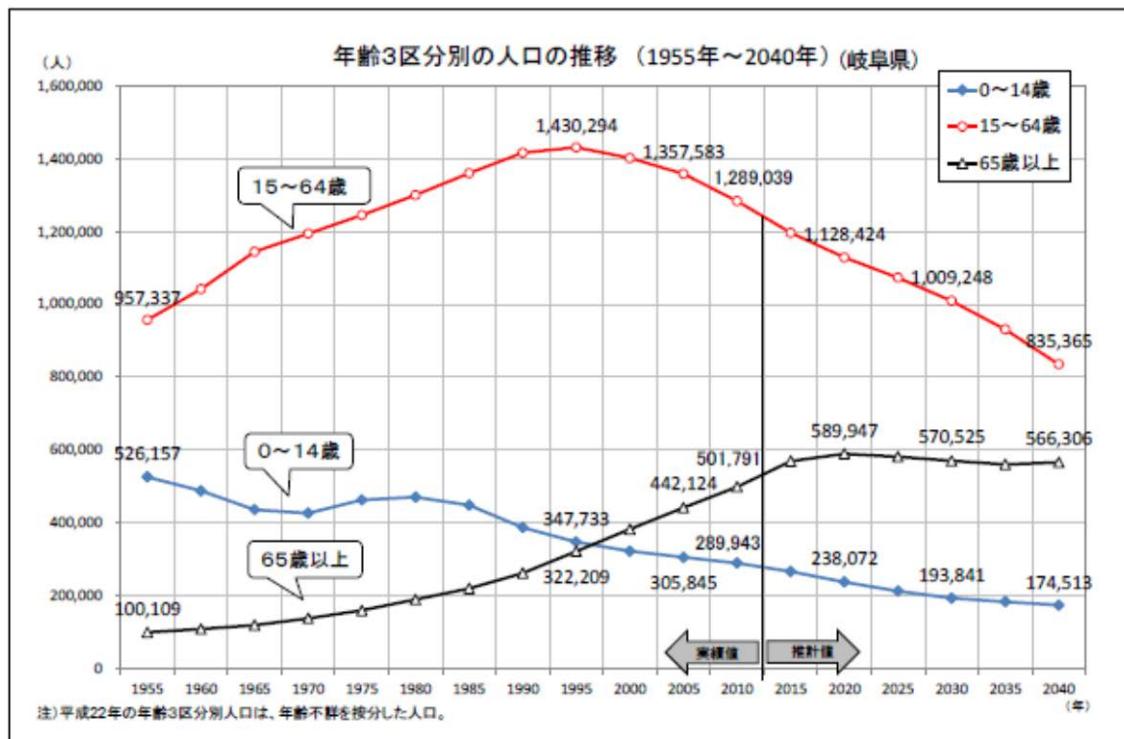
→「農業の担い手の育成」や「ブランド化や特産品開発」に取り組むべきと考えている回答者が多い。

第1章 社会情勢の変化と時代の潮流

1 少子・高齢化の急速な進展

本県の人口は、平成22年の国勢調査時には208万人であったが、岐阜県人口問題研究会中間報告（平成26年12月）によれば、平成52年（2040年）には約158万人となり、30年で約50万人減少すると試算されている。

人口規模としては、昭和30年時点とほぼ同じであるが、人口構造は大きく変化し、当時3割を占めていた子どもの数が1割となり、逆に1割に満たなかった高齢者の数が約4割に及ぶ「超少子高齢化社会」になると予想されている。



【出典：総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部会作成】

2 TPP協定をはじめとした経済の国際化の進展

日本は、これまでに13カ国1地域とEPAを結んでいるが、平成27年10月には、TPP協定が大筋合意に至り、参加12カ国で、世界全体のGDPの約4割、人口の1割を占める巨大な経済圏が誕生することとなった。

これを契機に、日EU・EPAや日中韓FTA（自由貿易協定）など、大型の経済連携協定の締結に向けた交渉が進むと考えられ、農業を含む経済のグローバル化が大きく進展している。海外からの農畜水産物の輸入圧力の高まりや輸入品との価格競争の激化などが懸念される一方、県産農畜水産物や食を国外に売り出す好機となっている。

3 国の農業政策の大改革

国は、平成27年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、若者たちが希望持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を掲げている。

特に、平成30年からの米の生産数量目標の配分の廃止を含む米政策の見直し、担い手への農地の集積・集約化を進める農地中間管理機構の創設、農業・農村の多面的機能の発揮を目指す日本型直接支払制度の導入、農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等の見直しなどに力を入れ、農業政策の大改革を進めている。

4 農村地域の集落機能の脆弱化

都市部に比べ、少子・高齢化の進行が速い農村地域では、中山間地域を中心に過疎化が進み、農業生産活動にとどまらず、地域の伝統文化の維持が困難になるなど、集落機能や地域コミュニティの脆弱化が顕著となっている。

また、地域の生活を支えてきた食料品店やガソリンスタンドなどの撤退に伴い、日用品の調達、燃料の給油や、交通手段の確保が困難になっており、住民が暮らし続けるために必要な生活機能の維持・確保が求められている。

5 日本の食文化の再評価

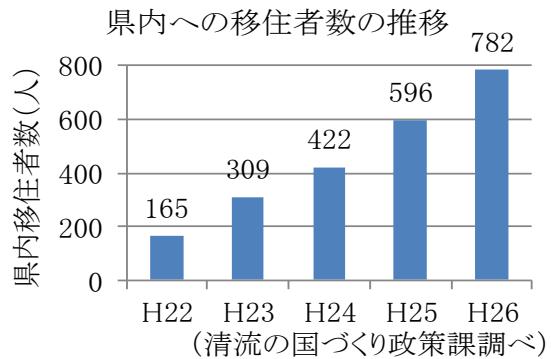
平成25年12月、「和食；日本人の伝統的な食文化」が、ユネスコの世界無形文化遺産に登録された。和食の良さ、日本らしさが失われつつある現状を踏まえ、和食に関する文化や歴史を再認識することが求められている。

また、平成27年5月から10月にかけて開催された「2015年ミラノ国際博覧会」では、日本の農林水産物と食文化を発信した日本館が、会場内で最も人気のあるパビリオンの一つとなるなど、日本食に対する世界的な関心や評価は一層高まっており、海外への展開が期待されている。

6 「田園回帰」の胎動

農村への関心の高い若者が、豊かな環境や新たな生活スタイルを求める「田園回帰」の動きが出始めており、「地域おこし協力隊」などへの参加を契機に、農村へ移住する者も増加している。

また、定年退職を契機とした、農村での定住志向も高まっており、農業や農村の魅力が再認識されている。



7 食に対する消費者ニーズの変化と多様化

女性の社会進出や単身世帯・高齢者世帯の増加、スマートフォンの急速な普及など社会構造やライフスタイルの変化を背景に、中食（家庭で調理を要しない加工食品や総菜など）、少量サイズの商品、ネット販売による食品購入など食に対するニーズが変化するとともに、多様化が進んでいる。

8 防災・減災意識の高まり

東日本大震災後、南海トラフ巨大地震等に対する防災意識が高まるとともに、公共施設等の耐震化が進められている。また、台風や短期的・局地的豪雨などの自然災害が頻発していることから、防災・減災に対する意識が高まっている。

第2章 本県農業の現状

1 県内産業に占める位置

平成24年度の県内総生産（名目）7兆1,362億円のうち、農業総生産は601億円と、県内総生産に占める割合は0.8%である。

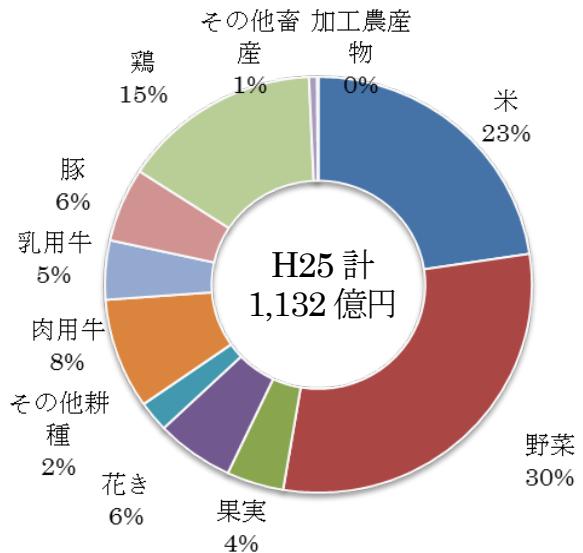
項目	平成24年度	割合
県内総生産	7兆1,362億円	100.0%
産業	6兆2,627億円	87.8%
農林水産業	717億円	1.0%
農業	601億円	0.8%
水産業	27億円	0.0%

(H24 岐阜県の県民経済計算結果)

2 農業生産

農業産出額は、昭和59年の1,752億円をピークに減少を続けており、平成25年は1,132億円となつた。特に、米（▲330億円）と、乳用牛（▲70億円）、豚（▲75億円）、鶏（▲120億円）など畜産物の減少額が大きくなっている。

内訳は、野菜、果実、花きなどの園芸特産物が481億円で全体の42%、畜産物が392億円で全体の35%、米などの穀類が258億円で全体の23%を占め、園芸と畜産で約8割を占めている。



(億円)

	昭和59年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
農業産出額	1,752	1,661	1,499	1,275	1,242	1,114	1,130	1,147	1,132
うち米	586	453	466	325	287	212	254	280	256
麦類	9	12	3	8	9	3	1	2	2
雑穀	…	…	…	…	1	0	0	0	0
豆類	10	7	3	5	8	7	5	5	5
いも類	18	17	14	11	8	8	5	5	5
野菜	313	406	378	329	337	340	333	338	340
果実	61	95	62	60	57	46	51	49	49
花き	39	60	80	81	76	73	72	71	67
工芸農作物	22	22	19	17	13	9	10	9	9
その他作物	20	13	13	11	8	7	7	6	6
肉用牛	93	96	87	78	101	100	92	102	97
乳用牛	122	120	92	73	63	57	54	52	52
豚	140	89	57	59	55	69	68	64	65
鶏	291	254	211	208	211	178	173	158	171
養蚕	14	6	1	0	…	…	…	…	…
その他畜産物	4	3	2	4	3	4	3	4	7
加工農産物	10	9	8	6	5	2	2	1	1

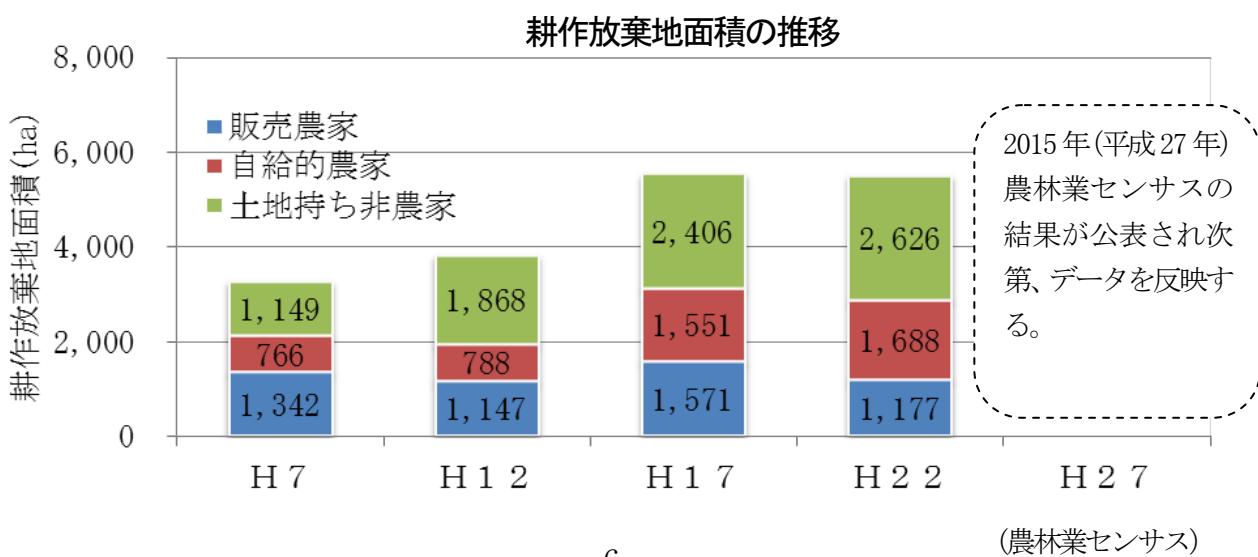
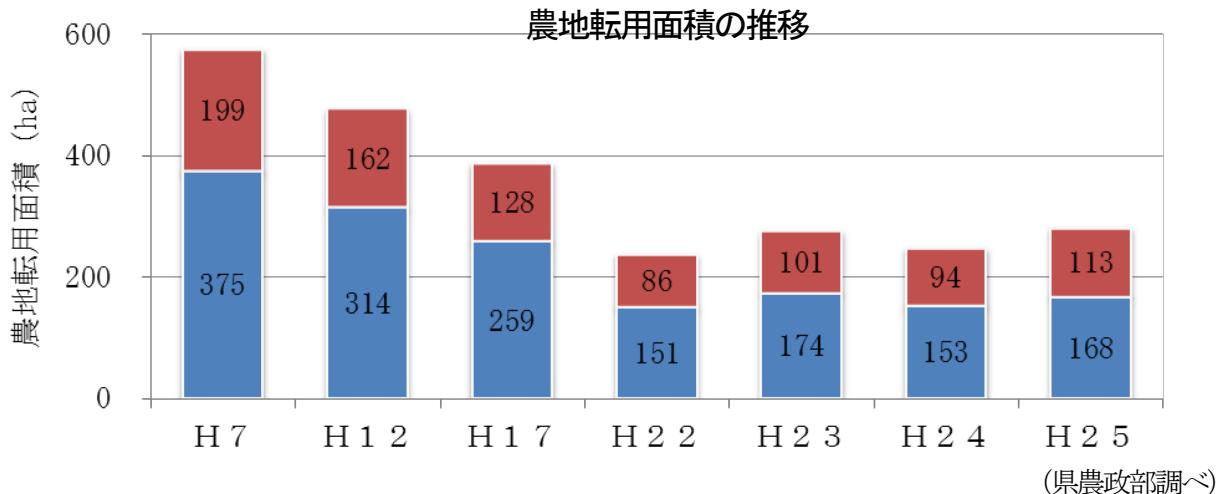
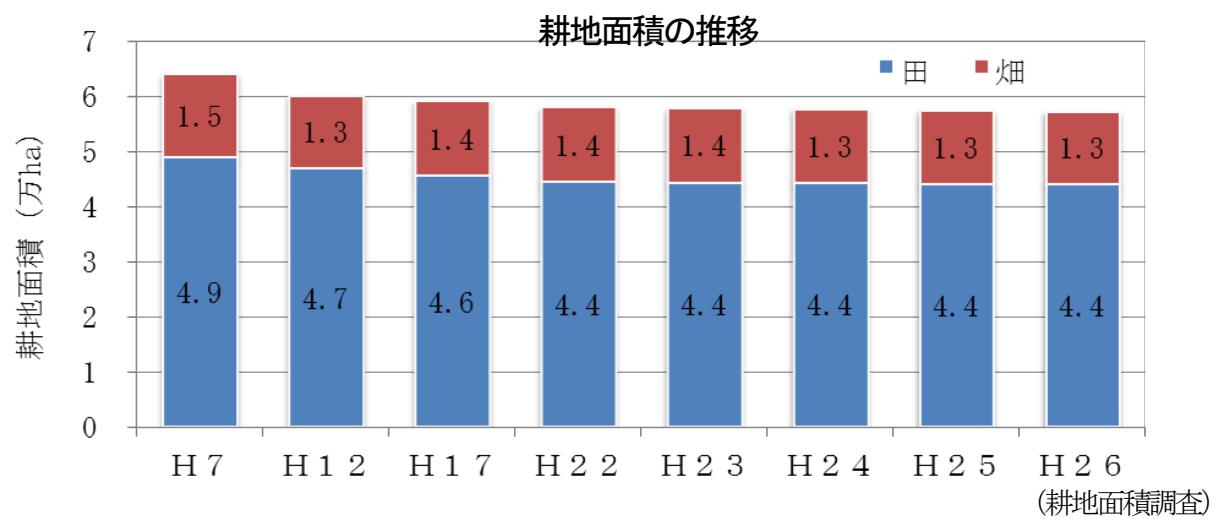
(生産農業所得統計)

3 耕地面積

平成 26 年の耕地面積は、57,000 ha であり、近年は横ばいとなっている。内訳は、田が 44,000ha と全体の 77% を占め、全国平均（54%）に比べ水田の割合が高い。

一方、農地から宅地などへの年間の転用面積は、減少傾向だったが、近年は 250ha 前後で推移している。

耕作放棄面積は、平成 22 年には 5,490ha となり、平成 17 年の 5,528ha と比べ 38ha 減少した。中でも販売農家の耕作放棄面積は約 400ha ほど減少しており、耕作放棄地解消に向けた活動の成果が表れていると考えられる。

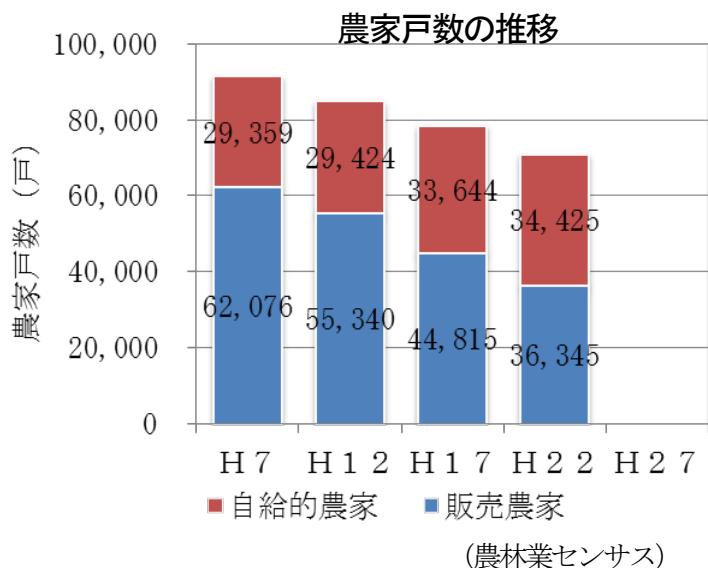


4 農業の担い手

ア 農家戸数

平成 22 年の農家戸数は 70,770 戸となり、5 年前の平成 17 年の 78,459 戸と比べ 7,689 戸 (9.8%) 減少した。このうち販売農家が 44,815 戸から 36,345 戸と 8,470 戸 (18.9%) 減少した一方、自給的農家は増加している。

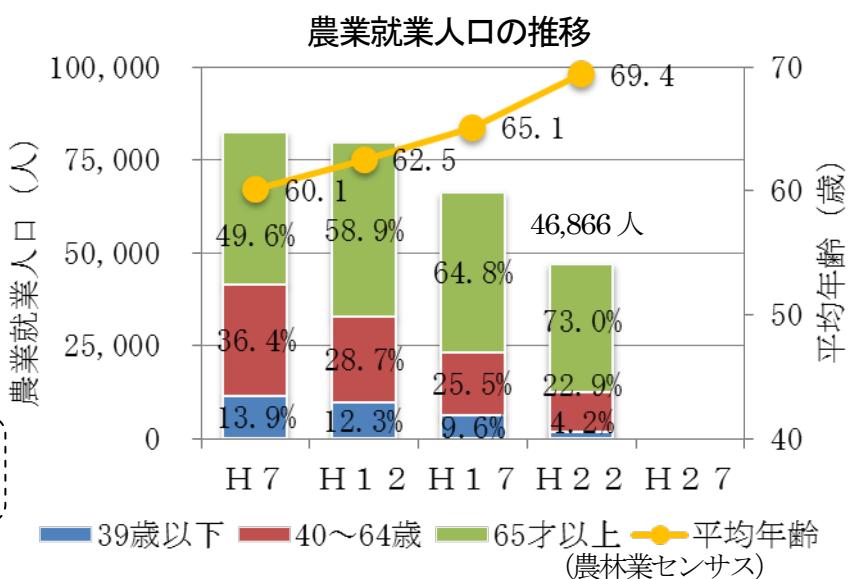
2015 年 (平成 27 年) 農林業センサスの結果が公表され次第、データを反映する。



イ 農業就業人口

農業就業人口は 5 年間の平成 17 年と比べて、66,102 人から 46,866 人へと 29.1% 減少しており、その平均年齢は同じく 65.1 歳から 69.4 歳へと 4.3 歳上昇、さらに 65 歳以上が占める割合も 64.8% から 73% へと 8 ポイント増加している。

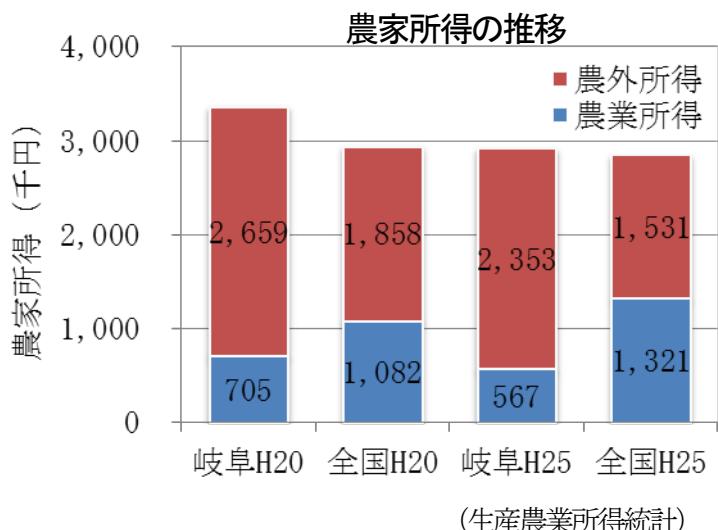
2015 年 (平成 27 年) 農林業センサスの結果が公表され次第、データを反映する。



5 農家所得

平成 25 年の県内販売農家の年金や贈与等を含まない農家所得は、292 万円で、全国平均 285 万 2 千円を上回る。

一方、県内販売農家の農業所得は 56 万 7 千円と、全国平均 132 万 1 千円を下回っている。

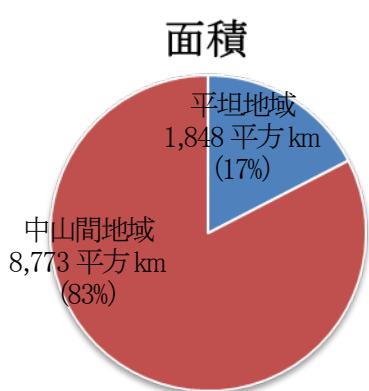


6 中山間地域

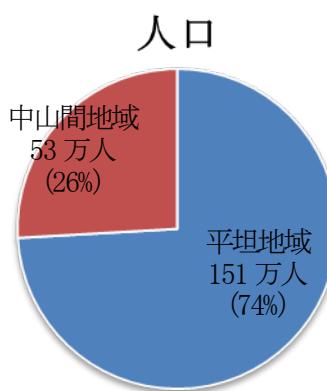
本県は、海拔 0mの平坦地域から 3,000mを超える山岳地まで起伏に富んだ地形を有し、気象や自然条件など地域の特性に応じた農業が展開されている。

県全体の 83%の面積を占める中山間地域では、県人口の 26%の方が生活し、耕地面積では 26,722ha と県全体の 47%を占めている。また、農家戸数は 35,683 戸と県全体の 50%を占め、認定農業者についても 1,324 経営体と同 63%を占めるなど中山間地域は本県農業において重要な役割を果たしている。

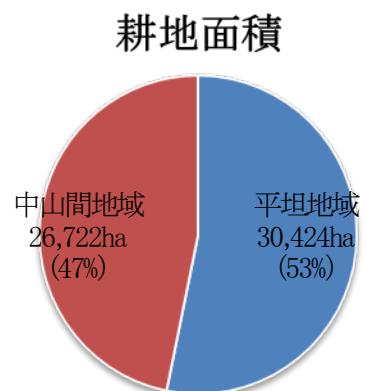
しかし、中山間地域の農業就業人口の高齢化率は 73.9%と、5 年前の 66.7%に比べ 7.2 ポイント高くなっている（2010 年世界農林業センサス）、農地の管理や集落機能の維持が困難になってきている。



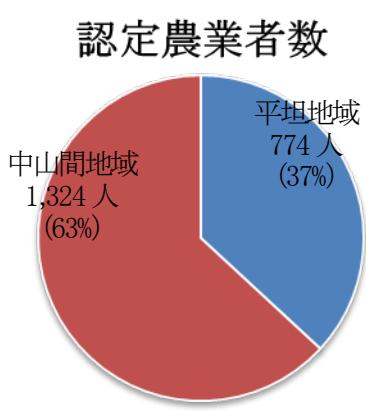
(H26 市区町村別面積調査)



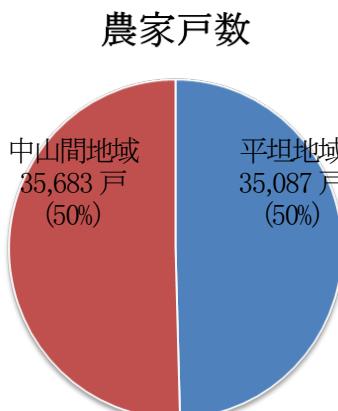
(H26 人口動態統計調査)



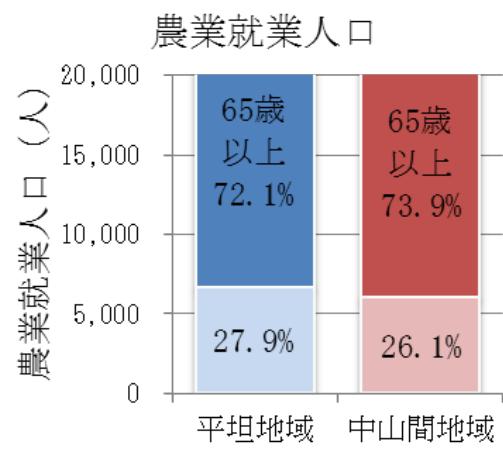
(H26 耕地及び作付面積統



(H26 県農政部調べ)



(2010 農林業センサス)



(2010 農林業センサス)

2015 年 (平成 27 年) 農林業センサスの結果が公表され次第、データを反映する。

○中山間地域の定義について

平成 18 年度において、農林統計に用いた地域区分である 4 類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域）のうち、中間農業地域と山間農業地域を中山間地域とした。

※「農林統計に用いる地域区分」の 4 地域類型については、平成 19 年度からそれまでの市町村単位から旧市町村単位の設定に改正された。しかし、現状分析を行うにあたり、旧市町村で公表されているデータが少ないため、本分析では市町村単位で設定されていた改正前の定義を使用した。

第3章 本県農業・農村施策の評価と課題

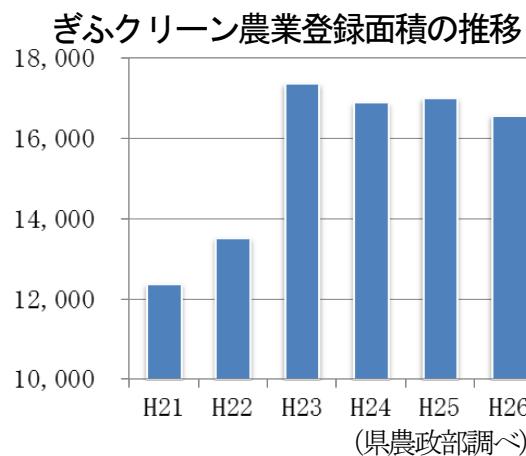
1 「ぎふ農業・農村基本計画」の評価と今後取り組むべき課題

前計画（H23～H27）では、「県民の『食』と県土の『環境』を支える『元気な農業・農村』づくり」を基本理念に掲げ、その実現に向け、「売れる農畜産物づくり」、「戦略的な流通・販売」、「多様な担い手の育成・確保」、「魅力ある農村づくり」及び「県民みんなで育む農業・農村」の5つの基本方針に基づいて各種施策に取り組んだ。

前計画の実績を評価し、残された課題を明らかにするとともに、今後さらに取り組むべき課題を整理した。

（1）売れる農畜産物づくり

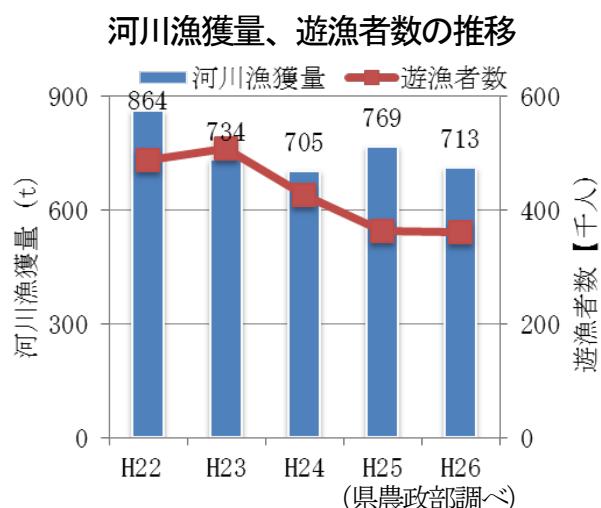
○安全・安心を求める消費者ニーズにも対応した、環境にやさしい農業「ぎふクリーン農業」を推進するため、主要品目の産地への導入を進めるとともに、常設販売コーナーの設置や販売促進フェアなどに取組んだ結果、登録面積は、県内作付面積のおよそ3分の1にあたる16,576haに拡大した。今後、さらなる生産現場の効率化と様々な食品安全リスクの低減を図るため、GAP（農業生産工程管理）の導入・普及が必要である。



○トマト、ほうれんそう、飛騨牛など、県農業を牽引するリーディングブランドに続く品目を育成するため、11品目で産地づくりに取組んだ結果、飛騨地域の「いのちの壱」（米）と恵那地域の「栗」の2品目の販売額が1億円に到達した。産地育成が進まなかった産地では、現状を踏まえ、戦略を再構築するとともに、地域の食文化に結びついた「飛騨・美濃伝統野菜」など特色ある農産物づくりが必要である。

○平成26年10月に、全国に先駆けて「岐阜県花きの振興に関する条例」が制定されるなど、県民の花きに対する関心や、花きの効能・役割に関する理解が高まってきている。ミニバラ、観葉植物などの本県の鉢物生産量は全国第3位を誇るが、1世帯当たりの花き年間購入金額は19,110円（H26）と減少傾向（H15比▲8%）にあることから、全国有数のバラ公園「花フェスタ記念公園」を活用し、花きの文化の振興とともに、生産振興を図ることが必要である。

○長良川における人の生活、水環境、漁業資源が相互に連環した里川（さとかわ）のシステムに着目した「清流長良川の鮎」が、平成26年10月に世界農業遺産の認定候補地に選定され、岐阜が誇る「清流」を世界的にPRする機会として期待が高まっている。一方、鮎を含めた河川漁獲量は713t（H26）と減少傾向にあり、漁業や流域の伝統・文化、環境を守る担い手が不足しており、「里川」の保全・活用、そのシンボルである鮎資源の増加を図ることが求められている。



○平成 27 年には、県内産の肥育牛の腎臓や、冷凍鮎とその鮎加工品から、基準値を超える動物用医薬品が検出されるなど、県産畜水産物の安全・安心を脅かす事件が発生した。県民に安全・安心な農畜水産物を供給する体制を確保するため、関係者の意識を高めるとともに、家畜の飼養や、魚類の養殖現場における安全・安心確保対策の高度化が求められている。

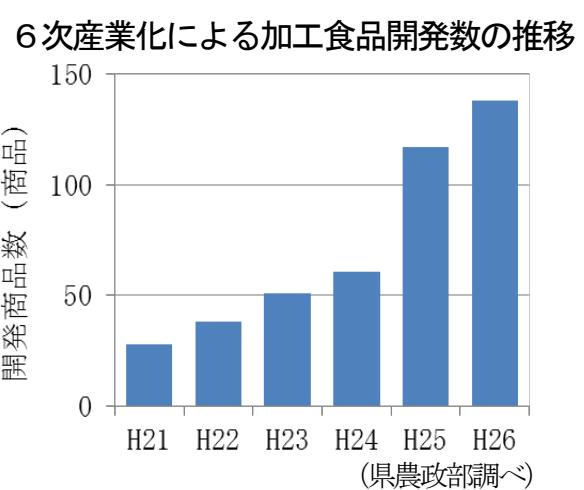
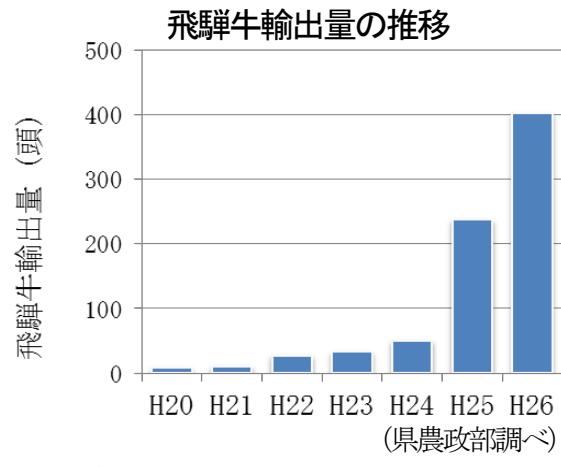
○東海環状自動車道西回りルートの整備が進むなど流通網が充実することなどにより、県内への食品製造業誘致の期待が高まっている（H26 県内企業立地 41 件、うち食料品製造業 4 件）。農村人口の減少を抑制するため、食料品製造業への加工用野菜等の原料供給など農業振興に繋げる取組みが求められるとともに、雇用や所得の確保による農村地域の均衡のとれた発展を図る必要がある。

（2）戦略的な流通・販売

○県では、平成 16 年から、富有柿、飛騨牛を中心に農畜水産物の海外輸出に取り組み、飛騨牛については、民間事業者の参入が進み、輸出量は 402 頭（H26）と大幅に増加した。また、アセアン諸国に加え、平成 26 年度にはフランスでのプロモーションを行うなど輸出地域を拡大するとともに、平成 25 年度からは鮎の試験輸出を開始するなど輸出品目の拡大を図った。一方、輸出が生産者の所得向上に結びついていない側面があり、今後、輸出体制の整備拡充と、海外での一層の販路開拓を進めるとともに、生産者の生産意欲の向上や、所得拡大に繋がる取組みが必要となる。

○農畜水産物の付加価値を高め、生産者の所得向上につなげるため、6 次産業化サポートセンターの設置や、テストマーケティングのための名古屋市へのアンテナショップの開設などにより、農産物の加工や販売に取り組む「農業の 6 次産業化」を推進した結果、加工食品の開発数は 138 品（累計）と大幅に増加した。一方、生産者の規模が小さく、安定供給が困難などの要因により、開発した商品が生産者の所得向上に結び付いていない面もあることから、魅力的な商品開発とともに、安定かつ継続的な商流を確保することが求められている。

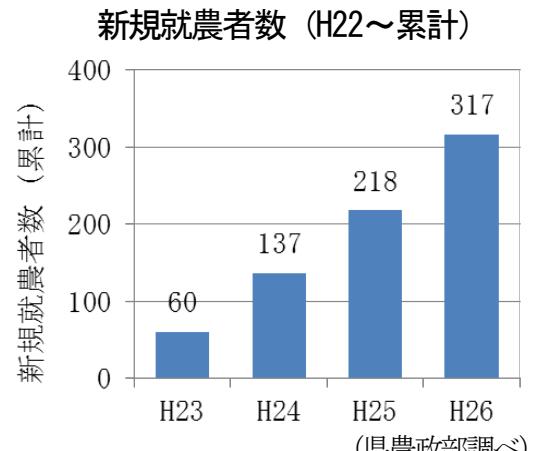
○朴葉寿司、あゆ雑炊、五平餅などの伝統料理や郷土食をはじめ、県内各地に特色ある「食」資源が存在しているが、十分に活用されていない。そのような、地域に埋もれた魅力的な「食」の開発や情報発信を行い、県内誘客に繋げる取組みが求められている。



(3) 多様な担い手の育成・確保

○平成 22 年度に JA 全農岐阜が開設した「いちご新規就農者研修所」(岐阜市)を皮切りに、平成 26 年度には県が冬春トマトの新規就農者研修施設「岐阜県就農支援センター」(海津市)を開設するなど、新規就農者の研修体制が構築され、新規就農者数は 317 人(H23~H26 累計)と順調に増加している。一方、農業を始めたものの、経済的な理由などで農業を離れる新規就農者が、約 5% (H21~H25 平均) 存在していることから、新規就農者のさらなる確保と併せ、就農者の定着と、経営の安定化への支援が求められている。

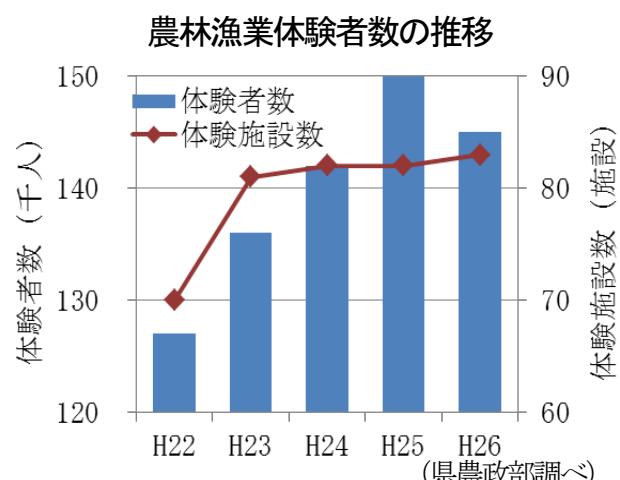
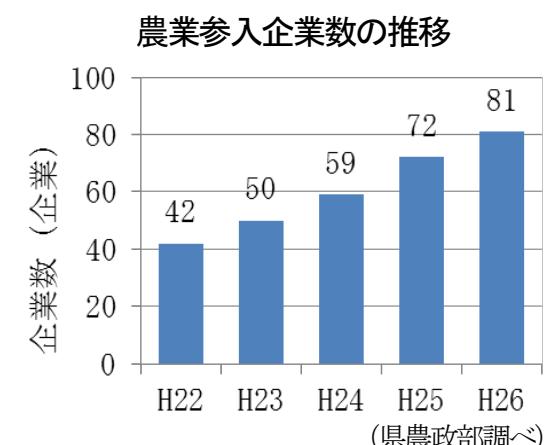
○岐阜県農業会議と連携し、農業参入希望企業への情報提供や、機械施設の導入支援などを実施した結果、農業に参入する企業数は 81 社(H26)と大幅に増加した。一方、不採算などにより農業から撤退する企業も存在し(H22~H26 累計 11 社)、参入後の定着支援が必要である。また、農地集積・集約化が進むと、農家数は減少し、農村に定住する人口の減少が懸念されることから、雇用の創出が期待できる企業の参入を促進することが必要である。



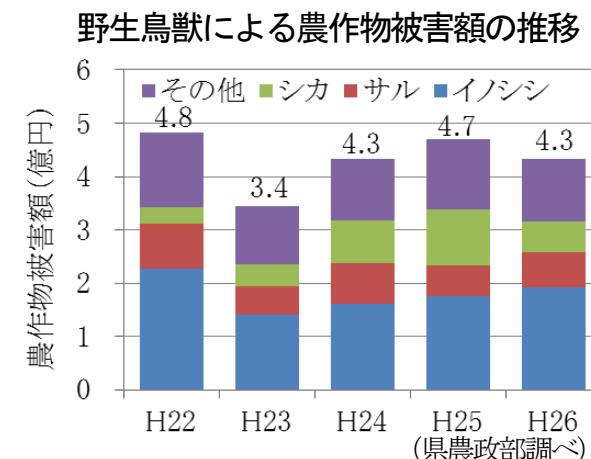
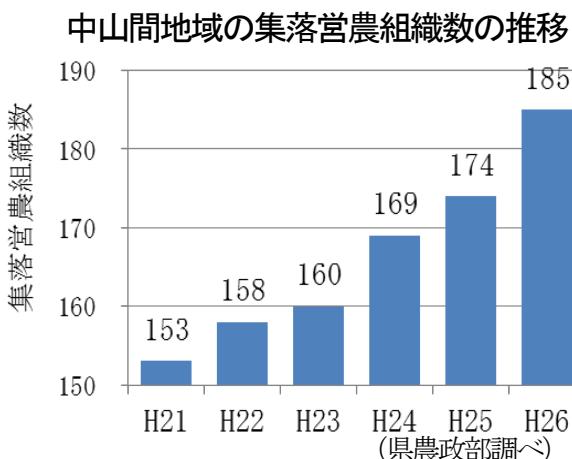
(4) 魅力ある農村づくり

○自然、文化など農村の豊かな地域資源を活用した都市との交流を促進し、交流人口の増加による農村地域の活性化を図るため、研修会の開催などにより実践団体の受入体制を強化するとともに、体験メニューを紹介するガイドブックの配布や、インターネットサイトを通じて情報発信した結果、農林漁業体験者数は 14.5 万人に増加した。しかし、他県との差別化に繋がる「岐阜県らしさ」が十分打ち出せていないため、観光業と連携した効果的な PR や、受入体制づくりが求められている。

○県と関係機関で組織する支援チームや専門アドバイザーの派遣、集落リーダーを発掘・育成する集落営農塾の開催などを行った結果、中山間地域における集落営農組織数は 153 組織(H21)から 185 組織(H26)へと增加了。今後、農村地域の活力の維持・向上を図るために、とりわけ生産条件が不利な中山間地域における効率的な営農技術の導入や集落営農による安定した営農体制づくりを強化し、貴重な資源である水田を守っていく必要がある。



○農作物被害の防護対策を支援した結果、獣害防護柵の設置（4,586ha、H26）が進んだが、野生鳥獣による農作物被害額は約4.3億円（H26）と深刻な状況にある。今後、特に被害の大きいイノシシ、ニホンジカなどの対策を強化するとともに、高齢化等による狩猟者の減少に対応するため、防護と捕獲が一体となった集落ぐるみの鳥獣被害対策を進める必要がある。



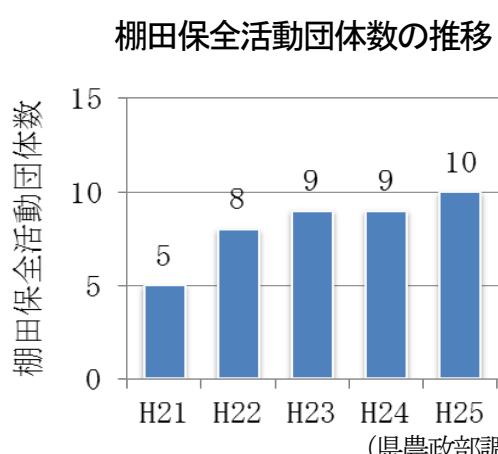
○県内には農業用ため池が2,347箇所、農業排水機場が60箇所存在しており、短期的・局地的豪雨の増加や大規模地震の発生など災害リスクの高まりに対応するため、老朽化対策や耐震化対策など、農村地域の防災・減災に向けた取組みが必要となっている。

○県内には約650kmの基幹的農業用水路が存在するが、その5割が耐用年数を経過しており、トータルコストの縮減を図りつつ通水機能の持続的な維持を図るため、長寿命化による既存施設の有効活用と戦略的な保全対策が必要となっている。

○都市に住む若者を中心に、農村への関心を高め新たな生活スタイルを求めて都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」の動きや、定年退職を契機とした農村への定住志向が見られ、平成26年度の本県への移住者数は782名（5年前の4.7倍）と増加傾向にある。若者が移住・定住し、農村で暮らしていく所を得が確保できるよう、農業の6次産業化や他産業との連携により、就業機会を創出することが求められている。

（5）県民みんなで育む農業・農村

○棚田保全に取組む組織は5団体から12団体に増加するなど、特定の目的や機能を有した住民組織が増加している。しかし、高齢化や過疎化が進む中山間地域では、コミュニティ機能の維持や、伝統文化の伝承、生活環境の維持が困難になりつつあることから、自治会組織を中心として、地域住民やNPO団体、企業等が連携し、共同でコミュニティや生活環境の維持など地域全体をマネジメントできる体制を構築することが必要となっている。



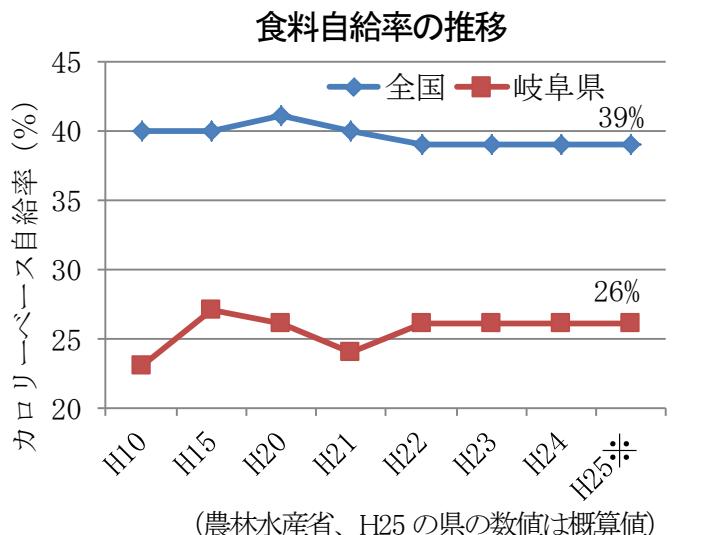
2 食料自給率の現状と今後取り組むべき課題

(1) 食料自給率の現状

国は、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展などを図る「食料・農業・農村基本法」に基づき、今後10年程度先までの施策の方向性を示す基本計画を策定し、食料自給率目標を設定している。

平成27年3月に閣議決定された基本計画では、カロリーベースの食料自給率(以下、「食料自給率」とする)を、平成26年度の39%から、平成37年までに45%に引き上げる目標を掲げている。

食料自給率は、農業生産のみならず、人口や食生活などの影響を受けるため、米の生産量が少ない(全国26位、H25)、魚介類を供給する海がない、相対的に人口が多い(同17位、H26)などの要因から、本県の食料自給率は約26%(同35位)となっている。



(農林水産省、H25の県の数値は概算値)

(2) 食料自給率の向上に向けて今後取り組むべき課題

県の食料自給率については、今後の少子高齢化の影響を考慮しつつ、国産農畜水産物の需要拡大、農地や担い手の確保などにより、食料消費と農業生産に関する課題が解決された場合に実現可能な水準として、国が6ポイント引き上げるとしていることから、それと同程度引き上げることを目指し、「食料消費」と「農業生産」の両面から、以下の課題の解決に向けた取り組みを行う。

① 「食料消費」に関する課題

消費者、食品関係事業者等が、食や農業への理解を深め、積極的に県産農産物の消費拡大に取り組んでいくことが重要であることから、以下の取組みを進める必要がある。

- ・地産地消の推進などによる県産農産物の需要拡大
- ・食育の推進、都市と農村との交流の促進などによる県農業や県産農産物への理解や愛着の増進
- ・GAP(生産工程管理)手法の導入推進などによる県産農産物の消費者の信頼の向上

② 「農業生産」に関する課題

農業者及び関係者が、県内生産による食料生産能力を維持向上しつつ、消費者ニーズに対応した県内農業の生産を拡大することが重要であることから、以下の取組みを進める必要がある。

- ・耕作放棄地対策の推進、農業水利施設の適切な保全管理などによる優良農地の確保
- ・地域の話し合いの促進、農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約
- ・新規就農者の育成、企業の農業参入の促進などによる多様な担い手づくり
- ・新品種・新技术の導入、食品関係事業者との連携等による需要構造の変化に対応した生産・流通体制の構築

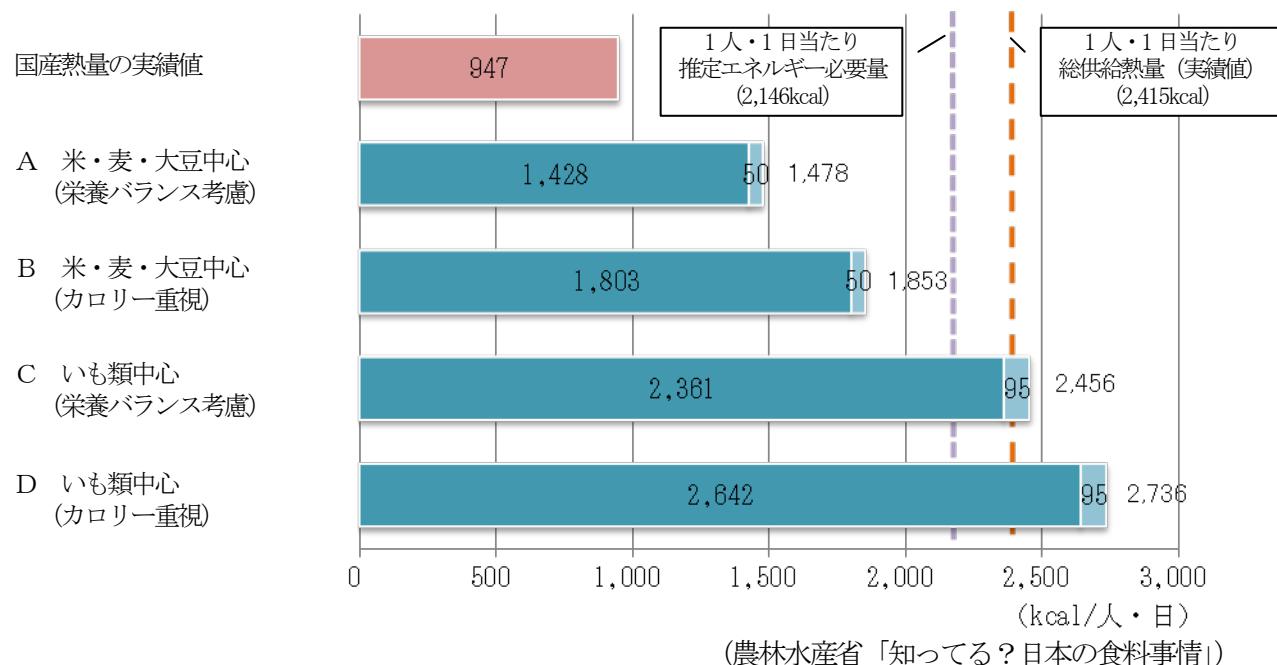
(3) 食料自給力の向上に向けた課題

国は、国内の食料の潜在生産能力を明らかにすることで、国民の共通理解の醸成を図るとともに、食料安全保障に関する国民的議論を深化させるため、「食料・農業・農村基本計画」において、国内の農林水産業が有する食料の潜在生産能力を表すものとして「食料自給力」と、その指標の試算を示した。

4パターンの試算（下図）によれば、いも類を中心に作付けする場合は、1人・1日当たり推定エネルギー必要量（2,146kcal、摂取ベース、H26）を満たすが、穀類中心の場合は不足するとされた。

食料自給力を向上するためには、県農業の生産力を高めていくことが重要であることから、農地を農地として使い、農業生産の担い手を確保し、栽培技術や品種の改良等により生産性を高めるなど、「農業生産」に関する課題の解決に向けた取組みにより、足腰の強い農業づくりを進めていく必要がある。

食料自給力指標の試算パターン（H26）



○県民の皆さんができる「食料自給率アップのための5つのアクション」

1. 「いまが旬」の食べ物を選びましょう
2. 地元でとれる食材を日々の食事に活かしましょう
3. ごはんを中心に、野菜をたっぷり使ったバランスのよい食事を心がけ、しっかり朝ごはんを食べましょう
4. 食べ残しを減らしましょう
5. 食料自給率向上を図る様々な取り組みを知り、試し、応援しましょう

※例えば、次の取組みにより、それぞれ食料自給率が1%向上。

- ・ごはんを1日にもう一口（17g）食べること
- ・国産米粉パンを月にもう約6枚（400g）食べること
- ・国産大豆100%使用の豆腐を月にもう約2丁（552g）食べること

（参考：農林水産省「知ってる？日本の食料事情」）

第4章 基本理念と基本方針

1 農業・農村の役割

(1) 県民への安全・安心な食料の供給

食料は、私たちの生命の維持に欠くことができないだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なが、地球規模の異常気象や、開発途上国の人口増加などから世界の食料需給が中長期的にひっ迫する懸念がある。

本県の農業には、県民の生命と健康を守るため、将来にわたって安全・安心な農畜産物を提供していく重要な役割があり、多様な担い手を育成し、優良な農地を守り、農業生産の維持、増大を図ることが重要な課題となっている。

(2) 県土の環境を守る

農業・農村は、農業の営みや農村の人々の生活を通じて、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の伝承などの多面的機能を発揮している。

特に本県は、変化に富んだ地形と気候、そして特色のある歴史と文化を有しており、その機能の評価額は農業産出額を上回ると試算されている。

この多面的機能を維持し、県民の生命と財産を守り、清流の恵みを享受できる豊かな暮らしを守るために、環境や生態系等に配慮した持続的な農業を展開するとともに、農地を農地として利用し、農村に人が住み続けることが重要な課題となっている。

(3) 地域を支える産業

平成24年度の県内総生産に占める農業の割合は0.8%と、産業全体から見ればわずかな生産額であるが、食料関係の製造業や飲食店など関連産業を含めると、裾野が広い産業である。

近年は、企業的な農業経営体が増加するとともに、規制緩和を契機に、農業参入する企業も増加している。また、直売や加工をはじめ、商工業、観光業などと連携した農業の6次産業化が進み、雇用の創出など地域を支える産業として大きく期待されている。

2 基本理念

『未来につながる農業・農村づくり』

本県の農業・農村は、県民に安全・安心な食料を提供するとともに、県土の環境を守るという大きな役割を果たしてきたことから、これまでの計画では、『県民の「食」と県土の「環境」を支える「元気な農業・農村づくり』を基本理念に掲げてきた。

一方、担い手不足の深刻化や、米政策の見直しにより農業者の不安が高まる中、TPP協定が大筋合意に至り、今後、米や畜産物をはじめ農産物の価格低下が進み、再生産が困難になるとの懸念が生じている。

本県農業者が安心して農業に取り組んでいくためには、TPP協定にも負けない農業づくりを進め、協定発効後も再生産を可能にするとともに、将来にわたって、農業の営みを継続し、農村の暮らしを受け継いでいくことが必要であることから、本計画における基本理念を「未来につながる農業・農村づくり」とする。

3 基本方針

基本理念を実現するためには、明確な基本方針のもと将来の本県農業・農村の将来像を展望し、そこに向かって的確な施策を講じていく必要がある。

本計画では、「未来につながる農業づくり」を掲げる岐阜県長期構想における農業・農村の振興政策の方向性を踏まえつつ、農業者をはじめ多くの県民から寄せられた御意見をもとに、本県農業・農村が担うべき役割や現状に対する課題を明確にしながら、今後の農業・農村の振興方向として3つの基本方針を定める。

<3つの基本方針>

- 農業従事者の急速な減少や高齢化に対応するため、担い手の育成確保を最重点課題と位置づけ、「多様な担い手づくり」を強化する。
- 国際化にも対応した足腰の強い農畜水産業を実現するため、県産農畜水産物の生産振興と付加価値向上、販路拡大を一体的に捉え、「売れるブランドづくり」に取り組む。
- 人口減少・少子高齢化により、嘗農環境だけでなく生活環境の維持・確保が課題となっている中山間地域を中心に、「住みよい農村づくり」に取り組む。

基本理念

「未来につながる農業・農村づくり」

基本方針

多様な担い手づくり

売れるブランドづくり

住みよい農村づくり

重点施策

①就農研修拠点の拡大

②嘗農定着・経営安定化の支援

③農業分野の企業誘致

①水田農業の競争力強化

②県産花きの活用促進と販売力強化

③鮎王国ぎふの復活

④県産農畜水産物のグローバル展開

⑤農業の6次産業化の取組み拡大

⑥特色ある食の魅力の発信

①里川の振興

②農村ビジネスの創出

③水田を中心とした農村の維持

④鳥獣被害対策の強化

⑤農業・農村の強靭化

第5章 政策の方向性

◆ TPP協定に対応した強い農業づくり

1 TPP協定の概要と農業分野の合意内容

平成27年10月、日本、米国、豪州など12カ国との間で、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定が大筋合意に至り、世界全体のGDPの約4割、人口の1割を占める巨大な経済圏が誕生することとなった。

これにより、関税だけでなく、サービス、投資の自由化に加え、知的財産、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールが構築され、世界の成長センターであるアジア太平洋地域のさらなる発展が期待される。

農業分野では、輸入による競争の激化が懸念される一方、県産農産物やそれらを活かした食文化の輸出機会の拡大が期待される。

<TPPによる品目ごとの農林水産物への影響>

参考：農林水産省発表資料（H27.10～11月）

主な品目	主な合意内容	結果分析
米	○現行の国家貿易制度と枠外税率(341円/kg)を維持 ○既存のWTO枠(77万t)に加え、米国、豪州に国別枠を設定 ・米国:5万t(当初3年維持)→7万t(13年目以降) ・豪州:0.6万t(当初3年維持)→0.84万t(13年目以降)	○関税撤廃の例外など多くの例外措置を獲得 ⇒国家貿易以外の輸入の増大は見込み難い ⇒国内の米の流通量が増加することになれば、国産米全体の価格水準が下落する懸念
小麦	○現行の国家貿易制度と枠外税率(55円/kg)を維持 ○既存のWTO枠(574万t)に加え、米豪加に国別枠を設定 ・合計:19.2万t(当初)→25.3万t(7年目以降)	○新たな枠を通じた輸入は既存枠が置き換わる ⇒輸入の増大は見込み難い ⇒マークアップ削減に伴う輸入麦の価格下落が国産小麦の販売価格に影響を及ぼす懸念
牛肉	○関税撤廃を回避し、セーフガード付きで関税を削減 ・38.5%(現行)→27.5%(当初)→20%(10年目) →9%(16年目以降)	○和牛・交雑種牛肉は、品質・価格面で差別化 ⇒当面、輸入の急増は見込み難い ⇒長期的には、輸入牛肉と競合する乳用種を中心に国内産牛肉全体の価格の下落が懸念
豚肉	○差額関税制度を維持、分岐点価格(524円/kg)を維持 ○従量税は関税撤廃を回避、セーフガード措置あり ・従価税:4.3%(現行)→2.2%(当初)→0%(10年目以降) ・従量税:482円/kg(現行)→125円/kg(当初) →50円/kg(10年目以降)	○従来からのコンビネーション輸入の継続が想定 ⇒当面、輸入の急増は見込み難い ⇒長期的には、低価格部位の一部がコンビネーションによらず輸入される可能性があり、国内産豚肉の価格の下落が懸念
乳製品	○脱脂粉乳・バターについては現行の国家貿易制度、枠外税率を維持、TPP枠を設定 ・合計:6万t(当初)→7万t(6年目以降)(生乳換算) ○モツァレラ、カマンベール等:現行関税を維持 ○チーズ、ゴーダチーズ等:16年目まで長期関税撤廃期間を設定 ○プロセスチーズ:少量の国別枠を設定	○バター・脱脂粉乳等の無秩序な輸入はない ⇒当面、輸入の急増は見込み難い ⇒長期的には、競合する国内産の脱脂粉乳・チーズの価格下落等が生じることにより、加工原料乳の乳価の下落が懸念
鶏肉・鶏卵	○鶏卵:段階的に13年目に関税撤廃 ○鶏肉:段階的に11年目に関税撤廃	○輸入品は用途が限られ国産品との競合はない ⇒TPP合意による影響は限定的と見込まれる ⇒長期的には、国産鶏肉・鶏卵の価格の下落が懸念
トマト	○関税即時撤廃(現行3%)	○輸入品が占める割合は1%で、関税率は既に3%と低率 ⇒TPP合意による影響は限定的と見込まれる ⇒長期的には、国産トマトの価格の下落が懸念
ほうれんそう	○関税即時撤廃(現行3%)	○輸入品が占める割合は極小で、関税率は既に3%と低率 ⇒TPP合意による特段の影響は見込み難い
いちご	○関税即時撤廃(現行6%)	○輸入品が占める割合は2%で、時期的に住み分け ⇒TPP合意による影響は限定的と見込まれる ⇒長期的には、国産いちごの価格の下落が懸念
柿	○関税即時撤廃(現行6%)	○輸入品が占める割合は極小で、不参加国からの輸入が中心 ⇒TPP合意による特段の影響は見込み難い
栗	○段階的に11年目に関税撤廃(現行9.6%)	○輸入品が占める割合は5割だが、不参加国からの輸入のみ ⇒TPP合意による特段の影響は見込み難い

<農林水産物・食品の輸出に対する影響>

参考：農林水産省発表資料（H27.11月）

主な品目	主な合意内容	結果分析
米	・米国:1.4セント/kg→5年目撤廃	
牛肉	・米国:枠外26.4%→15年目撤廃 枠内(200トン、4.4セント/kg) →無税枠3,000トン(1年目)→6,250トン(14年目) ・カナダ:26.5%→6年目撤廃	○牛肉、水産物、米、青果物等の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃 ⇒対世界輸出額の約3割を占める重要な市場であるTPP諸国で、更なる輸出拡大が期待
鮎	・ベトナム:11~15%→即時撤廃	
切り花	・米国:3.2~6.8%→即時撤廃 ・カナダ:無税~16%→即時撤廃	

2 本県農業に及ぼす影響

※農林水産省の結果分析、TPP政府対策本部の影響試算を踏まえ、県内農業に及ぼす影響を見極めた上で記載予定。

3 TPP対策の強化

TPPの影響に関する本県農業者の不安を払拭するとともに、再生産を可能とし、将来にわたって意欲ある農業者が希望をもって経営に取り組めるようにするために、国が示した「総合的なTPP対策関連政策大綱」を踏まえつつ、以下の取組みを強化する。

(1) 徹底した担い手の育成・確保～未来を支える担い手づくり～

国際化にも対応できる経営感覚に優れた担い手を育成・確保する。

- ・トマト、柿、栗、肉用牛などの就農研修拠点の整備
- ・初期投資の軽減や就農後の技術経営支援による営農定着・経営安定化
- ・農地集積や規模拡大による認定農業者、農業法人等の経営力強化
- ・中山間地域における集落営農体制づくりの加速化

(2) 県産農畜水産物の海外での販路開拓～県産農畜水産物のグローバル展開～

飛騨牛、富有柿、鮎など県内農畜水産物の輸出拡大と県内への海外誘客を促進する。

- ・新たな国や地域への販路開拓、新たな輸出品目の掘りおこしなど輸出拡大の取組み強化
- ・外国人旅行者の県内誘客促進と県産農畜水産物の食材供給
- ・6次産業化商品の開発促進

(3) 農業の競争力向上～足腰の強い産地づくり～

米、畜産物を中心に競争力を高めるとともに、安全・安心な農畜水産物の生産体制を強化する。

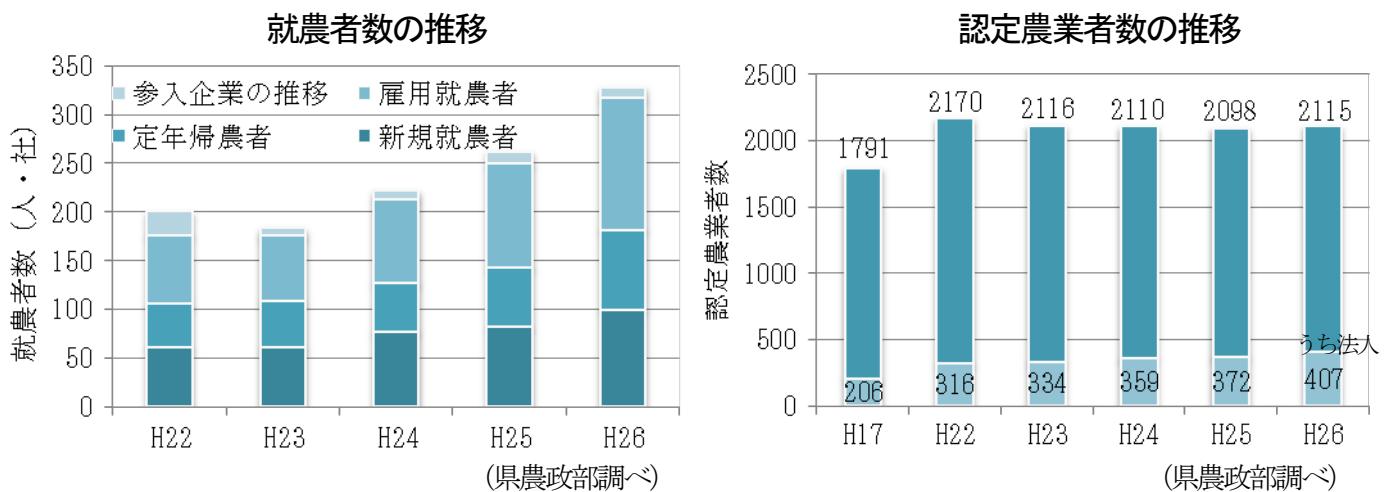
- ・特徴ある米づくりや飼料用米の生産拡大など水田農業の競争力強化
- ・園芸産地の構造改革の加速化
- ・GAPの導入推進など安全・安心な農畜水産物の生産体制の強化
- ・繁殖センターの整備など飛騨牛増頭支援、仔牛の供給体制の強化
- ・県オリジナル種豚ボーノブラウンの普及
- ・乳用牛の生涯生産性向上、酪農経営における和牛子牛の生産
- ・内水面漁業振興拠点の整備
- ・国際化に対応できる新品種・新技術の導入
- ・生産コスト削減のための農業農村整備の推進
- ・野生鳥獣による農作物被害対策の強化

◆3つの基本方針に基づく具体的な取り組み

1 多様な担い手づくり

<現状と課題>

- 担い手の減少が続いているため、認定農業者や農業法人の育成を強化するとともに、新規就農者の確保と、女性、高齢者等、多様な担い手づくりを進める必要がある。
- いちごやトマトの就農研修拠点の設置や就農支援体制の構築により就農者数は増加しているが、就農研修拠点を他地域や他品目に拡大するなどにより、新たな担い手を育成するとともに、就農した担い手の離農を抑える必要がある。
- 新規就農者や小規模な集落営農組織などは、技術力の不足や、経営効率の低さから、経営が安定しないため、農地の集積・集約化による規模拡大や、認定農業者や法人への誘導を通じて、効率的で安定的な経営体へと育成する必要がある。
- 中山間地域を中心に、担い手が不在の地域があることから、集落営農の体制を築くなど地域の担い手を育成する必要がある。



<目指すべき将来像>

- 就農希望者の研修施設や、就農から営農定着までの総合的な支援体制の整備により、本県農業の担い手の育成や定着が進んでいる。
- 農業法人や農業参入企業、これらに就職する雇用就農者、定年帰農者など多様な担い手により本県農業が支えられている。
- 中山間地域において、集落営農の組織化等が進み、集落住民総参加で地域農業を支える仕組みが構築されている。
- 農地中間管理事業の活用や農地・農業水利施設等の整備により、地域の担い手への農地の集積・集約化が進んでいる。

<重点施策>

(1) 就農研修拠点の拡大

ポイント

J A全農岐阜のいちご研修所、冬春トマトの岐阜県就農支援センターなど、就農研修拠点の整備により、新規就農者の効果的な育成が可能になった。トマトの就農研修拠点を全県的に拡大するとともに、柿、栗、飛騨牛など、他品目の就農者を育成するシステムづくりを進め、新規就農者を育成する研修拠点の拡大を図る。

取り組む施策

①就農者育成プランの策定

- ・地域の関係機関からなる地域就農支援協議会が中心となり、産地（品目）ごとに担い手へのアンケート調査や検討会を開催し、担い手育成の手法、育成目標等を定めた「就農者育成プラン」を策定する。
- ・「就農者育成プラン」に基づいた研修拠点の整備や、就農支援を実施する。

②就農研修拠点の全県的拡大

- ・トマトでは、これまでの拠点に加え、郡上、下呂、恵那地域においても、研修施設の整備を支援し、全県的に研修拠点を拡大する。
- ・柿では、主産地に「担い手育成サポートセンター」を設置し、基礎的な研修から長期の実践研修まで就農希望者の目指す経営形態に応じた研修運営を支援する。
- ・栗では、中山間農業研究所中津川支所を拠点とし、県で開発した整枝・剪定技術や新品種の栽培方法など基本技術の研修を行うとともに、現地の大規模栗園を活用して年間を通じた実技研修を行う。
- ・肉用牛では、県内への子牛の安定供給を目的に整備する飛騨牛の繁殖センターに、担い手の研修機能を付与し、飛騨牛生産農家の育成を支援する。
- ・酪農では、育成から搾乳、飼料生産までの一貫した研修が行える、酪農の担い手育成拠点として新たに搾乳牛舎を整備するなど東濃牧場の再整備を行う。
- ・土地利用型農業や露地野菜にでは、指導農業士などの中核的農業者が講師となって実践研修を行う。

③県内研修拠点の連携

- ・県やJ Aなど各研修実施機関を構成員とした、「岐阜県就農者育成研修推進協議会（仮称）」を設立し、研修生の合同募集、共通課題の協議、優良事例の共有等により研修内容の向上を図る。
- ・各研修施設の研修生を対象とした交流会や研修会等を開催し、他品目、他地域の研修生間のネットワークを構築する。
- ・研修拠点の修了生の志気を高めるため、県知事名の統一修了証を交付する。

指標	現状 (H26)	目標 (H32)
担い手育成数	328	累計 2,000 (400)
うち新規就農者数	99	累計 600 (120)
就農研修拠点	4	14

(2) 営農定着・経営安定化の支援

ポイント

新規就農者の約5%が、経営の不安定さや地域内での孤立により離農している。「地域就農支援協議会」において、就農後5年間の技術・経営力支援等サポート体制を強化するとともに、交流会の開催等により就農者の孤立を防ぎ、離農者を出さないよう支援していく。

取り組む施策

①就農計画の作成支援

- 健全な経営発展を図るため、就農後5年間の営農ビジョンを描く「青年等就農計画」の作成にあたり地域就農支援協議会が助言・指導する。

②初期投資の軽減

- 新規就農者の早期の経営安定を図るため、営農開始時に必要となる農業機械・施設の導入を支援するとともに、無利子の青年等就農資金の貸付けを受けられるよう、経営改善資金計画の作成の助言・指導を行う。
- 地域就農支援協議会等が、中古施設や機械の情報提供や斡旋を行う。
- 農地中間管理事業を活用して、新規就農者への優良農地の集約化を進める。
- 県外からの移住就農者の拡大に向け、移住・定住部局と連携して県外で就農相談セミナーを開催するとともに、住宅情報など移住・定住支援策を就農ナビ（インターネットサイト）上に提供する。

③就農後の技術・経営支援と仲間づくり

- 地域就農支援協議会の活動を強化し、就農相談、農地や機械等の情報提供、交流会の開催などを実施する。
- 技術と経営感覚を併せ持つ確かな扱い手を育成するため、就農後5年間を重点指導期間と位置付け、普及指導員が栽培技術や経営改善等の集中的な指導を行う。
- 就農直後の経営の安定化を図るため、青年就農給付金、後継者等就農給付金等を給付する。
- 就農後、地域に溶け込めるようにするために地元農家等との交流会などを開催する。
- 新規就農者が相談できる同世代の仲間づくりを行うため、4Hクラブ員や青年農業士など地域の若手農業者との交流や研修会を開催する。

平成21年から25年の離農理由

(離農者18名 複数回答有)

離農理由	人数
経営不安定	12
地域内孤立	7
家庭事情(親の介護等)	6
自己都合(他業種就職)	3

(県農政部調べ)

指標	現状(H26)	目標(H32)
認定農業者数	2,115 経営体	3,000 経営体

(3) 農業分野の企業誘致

ポイント

農家数の減少が続く中、平成21年の農地法改正以降、農業参入法人は増加している。また、本県では、2020年に東海環状自動車道西回りルートの全線開通を見据え、企業誘致を進めている。

農地中間管理事業を活用し、農地の集積を進め、地域農業の担い手の一つとして企業の農業参入を促進するとともに、地域農業の振興に貢献する食品関連企業の誘致を図る。

取り組む施策

①企業の農業参入促進

- ・農地中間管理機構や岐阜県農業会議との連携により、地域における合意形成に向けた話し合いを進め、担い手確保や雇用創出につながる農外企業が入りやすい環境を整える。
- ・本県への企業の参入意欲を高めるため、企業等の訪問や、農業参入フェアへの出展を行う。
- ・農業への参入希望企業と参入可能候補地とのコーディネートを行い、「企業の農業参入モデル」を構築し、他地域へ普及する。
- ・農業に参入した企業が抱える販路拡大や商品開発などの課題を解決して事業の定着を図るため、「企業定着促進会議」を設置し、労務・財務管理やマーケティングなどの専門アドバイザーを派遣する。
- ・経営安定に向けて、農産物の加工や直売など6次産業化を推進する参入企業に対し、専門家の派遣、研修会の開催、必要な加工機械の導入支援、商品PRや販路開拓の支援などを実施する。

②食品関連企業の誘致

- ・食品関連の参入希望企業に対し、土地利用や補助制度、栽培技術支援などを一体的に情報提供できる農政部門の総合窓口を設置する。
- ・東海環状自動車道西回りエリアに、植物工場や食品関連産業の誘致を進める県の企業誘致戦略に基づき、企業誘致課と連携して、食品関連企業への訪問活動を実施する。
- ・企業用地を確保するため、ほ場整備事業の換地手法を活用するとともに、道水路等の整備を進める。
- ・食品関連企業が求める加工・業務用野菜（キャベツ、たまねぎ等）の生産拡大に向け、水田を有効活用しながら、機械化体系の構築による省力化や加工向け適性品種の選定などを推進する。

指標	現状（H26）	目標（H32）
農業参入企業	81社	140社

<基本施策>

(1) 「第19回全国農業担い手サミット in ぎふ」の開催

- ・担い手育成の気運の醸成と地域農業の発展を図るため、平成28年秋に、全国の農業者との交流や相互研鑽を行う「全国農業担い手サミット」を開催する。
- ・サミットを契機として新たな担い手育成を一層推進するため、就農研修拠点の拡大と新規就農者の定着支援に取り組む。
- ・サミット開催後も県内農業者の交流を促進するため、担い手リーダーや認定農業者などの交流機会の増加や交流規模の拡大を行う。



サミット開催に向けたキックオフイベント

(2) 就農希望者への情報発信

- ・移住・定住部局と連携を密にし、大都市圏で就農セミナーを開催し、就農支援制度や新規就農者の事例紹介に加え住居等の情報発信を強化する。
- ・県が開設する就農支援サイトにおいて、就農支援制度、品目別の営農モデル、新規就農者の事例や、移住・定住情報を発信する。
- ・JA等関係機関と連携し、就農希望者のレベルに応じて、基礎知識の習得や農作業体験を行う研修から本格的に就農を目指した実践的研修まで、幅広く研修プログラムを整備する。
- ・担い手農家の後継者を対象として、意向調査の実施や研修会等跡継ぎ講座を開催し、農業後継者の就農促進を図るとともに、国の給付金制度の対象とならない後継者等を対象として、給付金を交付する。
- ・雇用就農を促進するため、県及び（一社）岐阜県農畜産公社などが、無料職業案内所を設置し、ハローワークとも連携しながら、農業に関する求人情報を提供する。

(3) 認定農業者、農業法人等の経営力強化

- ・経営所得安定対策への加入やスーパーL資金等の低利融資などのメリット措置を活用し、認定新規就農者や中核的な農業者などを認定農業者に誘導する。
- ・県及び岐阜県農業会議を中心とした法人化推進体制を整備するとともに、経営に関する知識等を習得する研修会等を実施する。
- ・農地中間管理事業を活用し、地域の中心経営体となる認定農業者や農業法人への農地集積により、規模拡大を進める。
- ・経営強化を図るため、規模拡大等に必要な農業機械、施設などの整備を支援する。
- ・（一社）岐阜県農畜産公社が、近い将来に離農する農業経営体に対し、新規就農希望者の経営参画を促進し、雇用期間中に経営継承を進める仕組みを構築する。

(4) 集落営農体制づくりの加速化

- ・県と関係機関で組織する支援チームや集落営農に精通した専門アドバイザーの派遣、集落リーダーを発掘・育成する集落営農塾の開催などにより、集落の合意形成を支援する。
- ・集落営農組織の早期経営安定や経営規模拡大を図るため、農業機械の導入を支援する。
- ・水稻単作経営から収益性の高い園芸品目や農産物の直売・加工部門の導入による経営の複合化・多角化を図るため、専門家による個別指導や先進事例を学ぶ研修会などを実施する。
- ・集落営農組織間における連携体制を構築し、機械の共同利用や人材の相互補完体制を整備する。

(5) 女性が輝く社会の実現

- ・経営や地域社会への参画を促進するため、研修会等の開催により意識啓発を行うとともに、家族みんなが働きやすい就業環境などを取り決める「家族経営協定」の締結を進める。
- ・農業法人への女性従業員の確保・定着を図るため、岐阜県農業会議等関係団体と連携し、休暇制度や育児休業給付金など福利厚生の充実や、女性が働きやすい職場環境づくりを進める。
- ・経営能力の向上を図るため、女性のための農業セミナーや起業化研修を行うとともに、女性加工グループへの機械設備の導入を支援する。
- ・女性の意見を政策や方針に反映するため、関係団体と連携し、男女共同参画の意義や女性が参画するメリットを周知し、農協の理事や農業委員等への女性の登用を促進する。

(6) 指導的農業者の育成、営農指導者の指導力強化

- ・指導農業士やあすなろ農業塾長が就農希望者の研修受け入れ主体として能力を十分に発揮できるよう、就農支援に係るノウハウを学ぶ研修会を実施する。
- ・研修生の受入負担を軽減するため、指導的農業者の増員や、研修受け入れに対し助成する。
- ・女性農業経営アドバイザーが農業に携わる女性のリーダーとしての役割を果たせるように、自主的な活動を支援し、活動発表などにより優良事例を県内に普及する。
- ・青年農業士が、地域の農業の課題を解決する能力を高めるため、勉強会や交流会の開催を支援する。
- ・現場での指導力を高めるため、県普及指導員とJA営農指導員との相互交流や合同研修を行う。

(7) 農業大学校・国際園芸アカデミーの人材育成機能の強化

- ・意欲のある生徒の進学意識を高めるため、農業高校生と若手農業者との交流会や高校生を対象とした出前授業などを実施するとともに、高校教諭と定期的な情報交換を行う。
- ・在学生一人ひとりのニーズに的確に対応するため、就農支援アドバイザーを配置し、個人面談等により新規就農計画の作成や各種制度の活用などきめ細やかな助言指導を行う。
- ・今後産地で普及が見込まれる技術が速やかに理解できるよう、学内における生産施設の整備を段階的に進め、最新の技術を学ぶ環境づくりを進める。
- ・農業法人での雇用拡大に向け、法人訪問などにより人材ニーズを把握し、雇用主が求める学生を育成する。
- ・国際園芸アカデミーに、「花き生産」「花き装飾」「造園緑化」の3つの専門コースを設け、県産花き生産を支える担い手はもとより、生花店や造園業者など花き産業に携わる人材も育成する。

(8) 農業による自己実現や国際貢献の推進

- ・定年退職後に、農業を通じて活躍できるよう、帰農塾等の研修を行うとともに、直売所などの仲間づくりを進める。
- ・障がい者が農業分野で活躍できる環境づくりを進めるため、健康福祉部と連携し、障がい者施設と農業者のニーズを共有し、マッチングを行う。
- ・開発途上国等への技能移転に貢献するため、国の技能実習制度に基づく外国人研修生の受け入れを支援する。

指標	現状（H26）	目標（H32）
農業生産を行う法人数	527 法人	900 法人
担い手への農地集積率	30%	64%
集落営農法人数	111 法人	160 法人
家族経営協定数	510 件	650 件

2 売れるブランドづくり

<現状と課題>

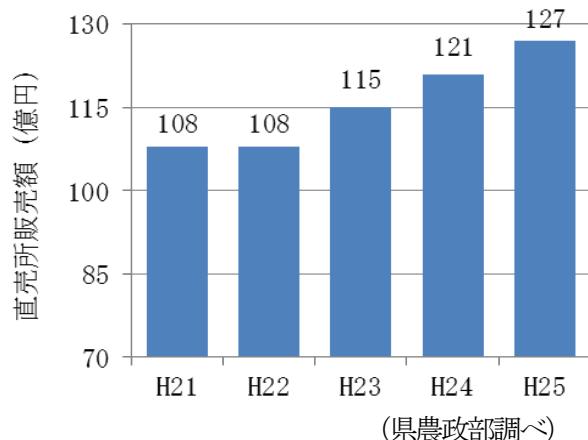
- TPP協定による国際化の一層の進展や米政策の見直しなどに対応し、足腰の強い農業を実現するため、消費者に選ばれる農畜水産物の生産や販路の確保を図るとともに、生産性の向上や、産地の構造改革に取組む必要がある。
- 「岐阜県花きの振興に関する条例」の制定や、「清流長良川の鮎」の世界農業遺産認定候補への選定などを契機とし、県産の花きや鮎の生産体制の強化とブランド化を進める必要がある。
- 飛騨牛の輸出や、6次産業化による加工品の開発数は増加しているが、所得の向上に結び付いていない面があることから、安定かつ継続的な商流の確保など、生産者の所得向上につながる取組みを拡大する必要がある。
- 「和食」の世界無形文化遺産への登録を契機に、日本の伝統的な食事が再評価されてきていることから、県内に存在する特色ある食を磨き上げ、その魅力を発信するとともに、地元で食材として活用するなど地産地消の取組みを推進する必要がある。

米の内外価格差

	H23	H24	H25
県産 ハツシモ	266 円/kg	237 円/kg	193 円/kg
米国産 中粒種	117 円/kg	※	

※H25.3 農林水産物への影響試算
(農林水産省米の相対取引価格)

直売所販売額の推移



<目指すべき将来像>

- 産地の構造改革や、新品種・新技術の導入、家畜防疫の徹底により、米、トマト、柿、花き、鮎、飛騨牛など県産主要農畜水産物の差別化が進み、国内の大消費地や海外で確かな販売ルートが確保されている。
- 特徴ある米づくりや飼料用米の生産流通体制の整備により、農業者自らの判断で、作物を選択・作付けし、米政策の見直しに対応した競争力のある水田農業が展開されている。
- 農業者自らが取り組む6次産業化や異業種連携等による新たな農業ビジネスの創出により、県産農畜産物の附加価値を高めた商品の開発や販売が拡大している。
- 直売所や学校給食、地元飲食店や加工業者等への農畜水産物供給により、地産地消が進み、食料自給率が高まるとともに、地域内の経済循環が大きくなっている。

<重点施策>

(1) 水田農業の競争力強化

ポイント

TPP協定の大筋合意や米の生産調整制度の見直しなど、水田農業が転換期を迎えており、消費者から支持される良食味米の生産や、需要が見込める飼料用米への作付転換、流通施設の整備などを進め、水田農業の競争力を高める。

取り組む施策

①特徴ある米づくり

- ・食味ランキング最上位「特A」獲得に向け、土壤管理や施肥体系の改善などにより良食味米栽培技術を確立・普及するとともに、食味官能評価と相関を示す分析機器の導入や、県・JAの専門職員の育成などにより食味評価体制を構築する。
- ・県オリジナル品種「ハツシモ」について、更なる知名度・評価の向上を図るため、モニター制度の実施などにより実需者・消費者のニーズを把握し、マーケットイン型の米づくりを推進する。
- ・新たな需要を開拓するため、福祉・医療分野での利用が期待される機能性成分米の試験栽培や県内福祉・医療施設等へのプロモーション活動を行う。
- ・需要に応じた酒造好適米・もち米の安定生産を図るため、品種特性を踏まえた適期収穫などの栽培指導や実需者との情報交流を行う。
- ・全国規模の食味コンクールへ出品を促進し、上位入賞した美味しい県産米を広くPRする。
- ・温暖化の影響による品質低下等に対応するため、高温に強く収量性に優れ、本県の気象・土壌条件に適した新たな良食味品種の育成、選定を進める。

②飼料用米などの生産拡大

- ・飼料用米の生産性向上を図るため、地域に適した多収性品種の導入を進めるほか、直播や密播疎植などの省力・低コスト栽培技術の普及指導を行う。
- ・飼料用米の効率的な流通体制を確立するため、JAの共同乾燥調製施設の再編を促進し、専用乾燥機の増設や専用出荷ラインの整備などを支援する。
- ・地域内流通を促進するため、飼料用米の生産農家と、飼料用米を利用したい畜産農家とのマッチングを進めるとともに、利用に必要な破碎機などの機械・施設の整備を支援する。
- ・岐阜県産米粉普及推進ネットワークと連携し、米粉商品の販売・PRを行うフェアや農業女性起業グループの商品開発を支援する講習会を開催する。

③集落営農の経営安定

- ・水稻単作経営から収益性の高い園芸品目や農産物の直売・加工部門の導入による経営の複合化・多角化を図るため、専門家による個別指導や先進事例を学ぶ研修会などを実施する。(再)
- ・集落営農組織間における連携体制を構築し、機械の共同利用や人材の相互補完体制を整備する。(再)

指標	現状（H26）	目標（H32）
水稻作付面積	2.5万ha	2.5万ha

(2) 県産花きの活用促進と販売力強化

ポイント

「岐阜県花きの振興に関する条例」が制定（平成26年10月）されたことを始め、県民の花きへの関心が一段と高まっていることから、花き文化の振興イベントや大型花き商談会の開催などを通じ、県産花きの活用促進と販売力強化を図る。

取り組む施策

①花き文化の振興、花育・園芸福祉の推進

- ・県内花き生産者による花壇の設置や花に関する各種イベントの開催を通じ、「花フェスタ記念公園」を花き振興の拠点とする。
- ・毎年8月7日を「花きの日」と定め、花きへの関心と理解を深める啓発活動を展開するほか、「フラワーウィーク」を毎月設け、「フラワーバレンタイン」(2/14) や「いい夫婦の日」(11/22)などの記念日に花を贈る新たな習慣づくりを進める。
- ・住宅メーカー等と連携し、庭づくりや室内の花飾りなど花のある暮らしを提案するとともに、花きが持つ癒しや空気清浄作用などの効用を企業へ周知し、オフィス緑化を推進する。
- ・花飾り活動の輪を県内全域へ広げるため、部門別（個人、企業、自治体）のガーデンコンテストなどを開催する。
- ・子供達が花きに触れる機会を創出するため、小中学校を対象とした学校花壇コンクールや、花き生産者等を講師とした栽培体験などの花育活動を実施する。
- ・園芸福祉活動を支える新たなサポーターの養成講座を開講するとともに、園芸福祉活動を積極的に取り入れている福祉施設等を認定する制度を創設する。

②花きの安定供給

- ・斬新な花色など新たな特徴を持つ品種や高温時の品質安定性を高めた品種、海外展開も可能な輸送性に優れた品種など、県のオリジナル新品種を育成する。
- ・県産花きの競争力を高めるため、県内花き生産者の商品開発力を強化するセミナーや、日持ち保証販売制度の導入に向けた鮮度保持対策研修会を開催する。
- ・花き経営の効率化を図るため、ドライミストを利用した冷房システムやLEDを利用した補光技術など、省エネ・低コスト栽培技術の開発・普及を進める。
- ・国際園芸アカデミーに、「花き生産」「花き装飾」「造園緑化」の3つの専門コースを設け、県産花き生産を支える担い手はもとより、生花店や造園業者など花き産業に携わる人材も育成する。（再）

③花きの販路の開拓

- ・取引先の新規開拓や注文取引率の向上を図るため、県内花き生産者と国内外のバイヤーとの大型花き商談会を県内で開催する。
- ・インテリア業界など異業種との交流機会を創出するため、大都市圏で開催される見本市や展示会などへの県内花き生産者の出展を支援する。

指標	現状（H26）	目標（H32）
花き生産額	70.5 億円(H25)	80 億円

(3) 鮎王国ぎふの復活

ポイント

鮎漁獲量は、平成4年をピークに減少を続けており、資源量を回復させることが喫緊の課題である。世界農業遺産認定への取組みを契機に、県産稚鮎の供給を増やすとともに、冷水病対策、カワウ対策を進め、県内河川における鮎資源の増大を図り、鮎漁獲量日本一を目指す。

取り組む施策

①漁獲量の増加

- ・冷水病菌を持たない稚鮎の生産力を強化するため、長良川に遡上する稚鮎を親に育てる親魚養成施設と種苗生産施設を増設する。
- ・天然資源の増加を図るため、県産稚鮎の放流を増加させるとともに、産卵床の造成を促進する。
- ・カワウ対策指針（策定中）に基づき、ねぐらでの追い払いや捕獲活動を行うとともに、繁殖地での繁殖抑制や捕獲活動を強化し、被害を与えるカワウの個体数を半減させる。

②販路の拡大

- ・漁獲された鮎の流通を促進するため、漁業協同組合等が行う鮎の集荷場・直売場の整備を支援する。
- ・世界農業遺産認定に向けた取り組みを契機に「長良川」、「清流の国」などの表示を活用し、大都市圏へ県産鮎をPRする。
- ・高品質で安全性の高い養殖生産体制づくりを推進するため、付加価値の高い子持ち鮎となる全稚鮎の周年生産技術の開発・普及と、HACCP 対応加工施設の整備等の支援を行う。
- ・一般家庭における県産鮎の消費拡大のため、新たな鮎料理の開発と情報発信を行うとともに、大規模量販店と連携して県産鮎販売フェアを実施する。
- ・アジア地域を中心に現地フェアの開催などにより輸出ルートを開拓するとともに、日本食レストランが多い北米に輸出するため、輸出要件を満たす加工施設の整備を支援する。

③漁業者・遊漁者の育成

- ・鮎王国ぎふの拠点として、「体験機能」「学習機能」「情報発信機能」を併せ持つ体験学習施設「長良川あゆパーク（仮称）」を整備する。
- ・遊漁者の新規加入を促進するため、県内の各河川で漁業協同組合が行う釣り体験教室等の取り組みを支援する。

指標	現状（H26）	目標（H32）
漁業者による鮎漁獲量	218t	350t
養殖生産量	1,492 t	1,640 t

(4) 県産農畜水産物のグローバル展開

ポイント

人口減少に伴う国内需要の縮小が見込まれる中で、海外の需要を取り込むため、香港、シンガポール、タイを中心に成長するアジア地域への輸出に継続して取り込むほか、新たなターゲットとしてEUや北米等への輸出を開拓するとともに、輸出品目の拡大に向けて新たな品目の育成を図る。

取り組む施策

①輸出拡大

- ・地理的に近く、経済成長が著しいアジア地域を重点ターゲットと位置付ける。
- ・品目や輸出先国に応じて、段階的に輸出に取り組む。
- ・初期のリスクを低減するため、県が取り組みを支援し、輸出ルートを開拓する。
- ・軌道に乗った段階で、県輸出促進協議会など民間主体の輸出へ移行させる。
〔品目別施策〕
- ・飛騨牛については、既に商業輸出が拡大している香港、タイ以外のアジア地域への商業輸出の拡大を図るとともに、EUや北米に対して、PRやフェア、実需者との商談会を開催し、販路を開拓する。また、輸出向けの飛騨牛を安定的に供給するため、繁殖雌牛の増頭対策、牛舎整備等を支援する。
- ・柿については、富裕層向けの高品質な柿を生産する袋掛け富有柿園地の拡大により、アジア地域への安定的な輸出に取り組むとともに、長期貯蔵技術を活用して春節など需要期における輸出を検討する。
- ・米、茶など各地域の主要な農畜水産物等については、関係者で構成するワーキンググループを立ち上げ、新しい輸出品目を掘り起こし、テスト輸送や現地フェアの開催などにより輸出ルートを開拓する。
- ・花きについては、アジア地域を中心に、花き市場の動向や相手国の検疫制度を踏まえ、海外向けに県内の生産体制を整備するとともに、無断増殖防止技術を講じ、輸出拡大の取り組みを促進する。
- ・鮎については、アジア地域を中心に現地フェアの開催などにより輸出ルートを開拓するとともに、日本食レストランが多い北米に輸出するため、輸出要件を満たす加工施設の整備を支援する。(再)

輸出に向けた段階的な取組み

輸出段階	取組項目
①市場性の調査	県内のシーズ及び輸出先国のニーズの調査による有望性の確認
②輸出障壁の除去	関税や検疫条件の緩和、輸出用施設登録などへの支援
③テスト輸送	通関手続き、輸送中の品質劣化等の確認
④現地PR活動等	トップセールス、フェア、商談会の開催、取引先や輸出ルートの確保
⑤民間輸出へ移行	県輸出促進協議会などの商業輸出、輸出用ロットの確保

②インバウンド対策

- ・本県への海外誘客につなげるため、県産農畜水産物を優れた観光資源の一つと捉え、「観光」、「食」、「モノ」を一体的に岐阜県ブランドとしてPRする。
- ・観光業界と連携して、訪日外国人が宿泊するホテル、旅館等に対し、外国人のニーズにあった県産農畜水産物を食材として供給する。
- ・郷土食・伝統食と地域資源を活用した体験プログラムにより、岐阜県の「食」の魅力を発信する。

指標	現状 (H26)	目標 (H32)
農畜水産物の輸出額	4.9 億円	8.4 億円
飛騨牛の輸出量	16 t	26 t

(5) 農業の6次産業化の取組み拡大

ポイント

農産物の付加価値を高め、農業者の所得向上につなげるため、農業者自らによる加工・販売や商工業者と連携した魅力ある商品開発など、「農業の6次産業化」を一層進めるとともに、テストマーケティング拠点を設置し、消費者ニーズを的確に捉えた商品の開発や販路の拡大を図る。

取り組む施策

①総合的なサポート体制の整備

- ・県産農産物を活用した魅力ある商品づくりに取組む農業者に対し、商品企画やパッケージの改良、加工技術や衛生管理、販路開拓など事業の発展段階に応じたアドバイスを行う専門家を派遣する。
- ・トマトや柿、米などの主要品目について、JA等関係機関と連携し、産地としての商品開発の取組みを支援する。
- ・人材育成や異業種とのマッチングを目的とした研修会を開催する。
- ・商品の開発・製造に必要な加工機械の導入について、国や県の助成制度、各種ファンド事業などを活用できるよう支援する。
- ・各種商談会などへの参加を促し、県内外でのPRと実需者への販路拡大を図る。
- ・百貨店や量販店において、6次産業化商品の販売フェアを開催するとともに、販売商品をバイヤーに評価してもらうなど商品のブラッシュアップを行う。

②テストマーケティング拠点の設置

- ・商品の特徴やこだわりを消費者に説明するとともに、消費者の意見・購買動向を分析し、商品のブラッシュアップにつなげる、テストマーケティングを行う拠点を設置する。
- ・テストマーケティング拠点において、料理研究家や一般消費者などを招いた試食会等を開催し、参加者が、自発的にSNSなどを通じて、県の6次産業化商品の情報発信を行う仕組みを構築する。

指標	現状 (H26)	目標 (H32)
6次産業化法に基づく総合化事業計画認定事業者数	60件	累計84件

(6) 特色ある食の魅力の発信

ポイント

県内には、飛騨・美濃伝統野菜などの地域特有の食材や朴葉ずしや五平餅などの郷土料理が多数受け継がれている。これらの特色ある食材や食文化の魅力を再評価し、岐阜の「食」として、情報発信するとともに活用を図る。

取り組む施策

①特色ある農産物の生産拡大

- ・飛騨・美濃伝統野菜として認証した27品目（沢あざみ、堂上蜂屋柿など）について、品目別の推進方針を策定し、将来にわたり安定した生産体制を確立する。
- ・生産組合や農業女性起業グループ等が連携する飛騨・美濃伝統野菜推進ネットワーク（仮称）を設け、品目を超えて新たな加工品の開発などを進める。
- ・リニア中央新幹線の中津川市内への新駅設置を見据え、首都圏をターゲットに恵那地域特産の栗を地域資源として売り出すため、生産組織、菓子組合、観光協会等と連携して、地域全体を栗のテーマパークに見立てた「栗の郷」づくりを推進する。

②地域食材の活用促進

- ・学校給食において、県産農産物や郷土料理の積極的な導入を促進するとともに、これらを生きた教材として活用し、食文化の継承や郷土を愛する心の育成が図られるよう支援する。
- ・調理師や栄養士を目指す学生が、県内の特色ある農産物や郷土料理などを学び、新たなメニュー開発に取組む活動を推進する。
- ・加工グループ等の活性化を図るため、加工や経営に関する研修会を開催するとともに、女性農業経営アドバイザーと農業や加工の経験が少ない女性との交流会の開催等により仲間づくりを進める。
- ・包括提携協定等を通じ、企業と連携した地域の伝統食材や食文化を保護・保存する取組みを推進する。
- ・狩猟等によって捕獲される野生獣（イノシシ、ニホンジカ）の食肉を「ぎふジビエ」として県内外にPRし、需要拡大に取り組む。

③地域の食文化の情報発信

- ・飛騨・美濃伝統野菜など特色ある農産物や郷土料理について、その歴史や魅力、購入、食事ができる店舗情報などをまとめたホームページを開設して情報発信する。
- ・地理的表示保護制度（G I）に関する情報を広く農業者や生産団体に提供し、制度の活用を促進する。
- ・郷土食・伝統食と地域資源を活用したグリーン・ツーリズム体験プログラムや、ホテル・旅館へのメニュー提案により、岐阜県の「食」の魅力を発信する。（再）

指標	現状（H26）	目標（H32）
地理的表示保護制度（GI）の登録件数	0件	5件

<基本施策>

(1) 安全・安心な農畜水産物の生産体制の強化

[耕種]

- ・土づくりや代替技術により化学合成農薬・化学肥料を削減する「ぎふクリーン農業」の高度化を図るため、普及指導員の養成研修や実践事例を学ぶセミナーの開催などを通じ、GAP（農業生産工程管理）手法の導入を推進する。
- ・有機農業の普及拡大を図るため、機械除草や性フェロモン剤の利用など有機栽培技術の確立・普及や有機農業者のネットワーク化を推進するとともに、各種イベント等における販売PR活動を行う。
- ・出荷・販売される農産物の安全を確保するため、ぎふクリーン農業生産登録者や朝市・直売所出荷者を対象に、残留農薬の自主検査を促進する。

[畜産・水産]

- ・家畜衛生体制を強化するため、中央家畜保健衛生所を岐阜大学敷地内に移転整備するとともに、岐阜大学（家畜衛生地域連携教育センター）との連携により、職員のスキルアップと生産現場における防疫及び保健衛生対策などを進める。
- ・畜産物の生産段階でのリスクを低減するため、家畜保健衛生所ごとにモデル農場を設置し、農場HACCPの導入を推進する。
- ・安全・安心な畜水産物の生産・供給体制を強化するため、家畜農場や養魚場における動物用医薬品の適正使用などの管理指導や検査体制を強化する。

(2) 新品種・新技術の導入

[体制の整備]

- ・リニア中央新幹線車両基地建設に伴う中山間農業研究所中津川支所の移転、畜産研究所養豚養鶏研究部の再編などを進め、生産者のニーズに迅速かつ的確に対応し、地域農業に貢献できる研究機関として整備する。

[生産性向上]

- ・食料自給力を高める観点から、ICT（情報通信技術）の活用など、新たな発想に基づく革新的な技術の開発による収量性の向上と、機械化、自動化による省力化を図るとともに、病害虫の効率的な防除法の開発、温暖化に対応した栽培・飼養技術の開発により安定生産技術を確立・普及する。

[高品質・ブランド価値向上]

- ・農業の国際化や多様化する消費者ニーズに応えるため、米や柿、いちご、花きなどの園芸品目の新品種や牛、豚、鶏などの種畜の開発や改良を行う。
- ・県育成品種等を現地に普及するため、生産者、JA等関係機関、普及指導員を構成員とした栽培技術研究会を立ち上げ技術統一を図るなど、岐阜県オリジナルブランド化を目指す。
- ・県オリジナル品種や地域特産農産物の機能性成分などの特徴を活かせる栽培方法、加工食品の開発や、柿、鮎などの需要拡大のための長期保存方法の開発など、高付加価値化技術を開発・普及する。

(3) 優良農地・農業用水の確保

- ・食料自給力を高める観点から、集団的農地の農用地区域への編入や優良農地の転用の抑制、耕作放棄地の発生抑制と農地への再生を推進する。
- ・農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、岐阜県土地利用基本計画を踏まえ、地域の実情に応じた計画的かつ適正な農地の利用を推進する。

- ・農地の利用集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構と連携したは場の大区画化や水田の乾田化などの基盤整備を進める。
- ・用水管理の省力化や営農の変化に対応した合理的な水配分を実現するため、ICT 等の新たな技術の導入やパイプライン化等を推進する。

(4) 大消費地における県産農畜水産物の販路拡大

- ・飛騨牛のブランド力を高めるため、情報発信力の高い首都圏において、コーディネーターによる新たな取扱店の開拓や、飛騨牛メニューフェアの実施等により消費者の認知度を向上させる。
- ・ほうれんそう、えだまめ、夏秋トマトなどの主要品目について、安定的な売り場を確保するため、関西圏、中京圏での市場・流通関係者と連携した量販店等での販売促進活動を実施する。
- ・柿について、首都圏の高級果実店での果宝柿のPRを取り組む。
- ・県産農畜水産物の知名度の向上を図るため、量販店等において、観光や県産品と一体的な販売促進活動を支援する。

(5) 地産地消の推進

〔消費者への普及啓発〕

- ・食料自給率の向上を図るため、「岐阜県農業フェスティバル」や「地産地消We e k ぎふ」などの地産地消推進運動を展開し、県産農畜水産物の県内消費を拡大する。
- ・県産米の消費を拡大するため、生産者団体が「ぎふの米」を消費者にPRする取組みを支援する。
- ・SNSを活用し、旬の県産農産物の魅力を広く情報発信する。
- ・幼少期から食や農に触れ、食べ物や農業を大切にする心を育む「幼児食農教育」や教育ファーム活動、消費者と生産者の交流活動を実施する団体等を支援する。

〔量販店・直売所、学校給食等における利用促進〕

- ・「地産地消We e k ぎふ」を通じて、スーパー・マーケットなどの量販店による県産農畜水産物コーナーの設置や、飲食店等による県産農畜水産物を活用したメニュー提供等を促進する。
- ・朝市・直売所で販売する野菜や果実などの種類や数量を確保するため、生産者の仲間づくりを進めるとともに、活力と魅力ある朝市・直売所づくりのための研修会を開催する。
- ・学校給食に使用される米を始めとした県産農産物に対して助成するとともに、生産者団体、直売所、納入業者などと協力し、県内産地から学校給食へ野菜や果実を供給できる仕組みづくりを進める。

(6) 加工・業務用など新規需要の開拓

- ・実需者ニーズが高いキャベツ・たまねぎ等について、加工・業務向け適性品種の選定などを進めるとともに、水田を活用した機械化体系を確立し、契約取引を拡大させる。
- ・差別化が容易なトマト・いちご等について、生産者団体と連携したバイヤーの産地招へいなどを通じ、外食チェーンやコンビニへの直接販売ルートを開拓する。
- ・柿などの主要品目及びエゴマなど地域特産農産物の需要拡大を図るため、機能性成分に着目し、有用成分を高める栽培技術などを開発する。
- ・新たな需要に応じた産地づくりを進めるため、県と関係者による産地化支援会議を設置し、普及指導員が技術支援を行う。

(7) 卸売市場の経営体質強化

- ・生鮮食料品を円滑かつ安定的に供給できるよう、地方卸売市場の機能維持に向けて地元市町村との協議の場を設けるとともに、卸売業者に対しては経営の健全性を確保できるよう支援する。
- ・新たな食肉基幹市場の建設を促進するため、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会が行う調査、研究、協議等の活動を支援する。

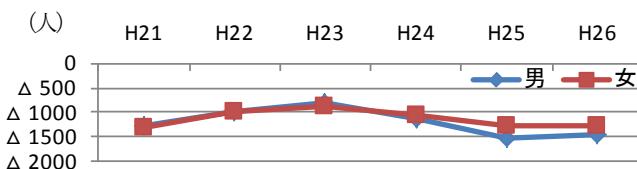
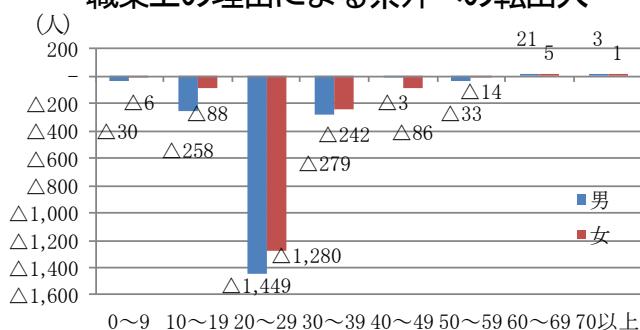
指標	現状 (H26)	目標 (H32)
農業産出額	1,132 億円(H25)	1,350 億円
GAP導入率 (ぎふクリーン農業生産登録者)	9 %	30 %
HACCP方式に取り組む畜産経営体数 (農場 HACCP 認証経営体数)	1 戸	8 戸
実用技術 (実用段階) 課題数	19 課題	累計 75 課題
担い手への農地利用集積を推進する基盤整備面積	79.8ha	累計 600ha
農振農用地面積	44,623ha	(要・国協議) ha
飛騨牛新規取扱店舗数 (首都圏)	13 店舗	累計 25 店舗
ほうれんそう、えだまめ市場シェア (大阪市中央卸売市場本場)	1位	1位
朝市・直売所販売額	129 億円	140 億円
学校給食における県産農畜産物の使用割合 (品目ベース)	29.1%	30%以上
加工・業務用キャベツ出荷量	460 t(H24-26)	2,000 t

3 住みよい農村づくり

＜現状と課題＞

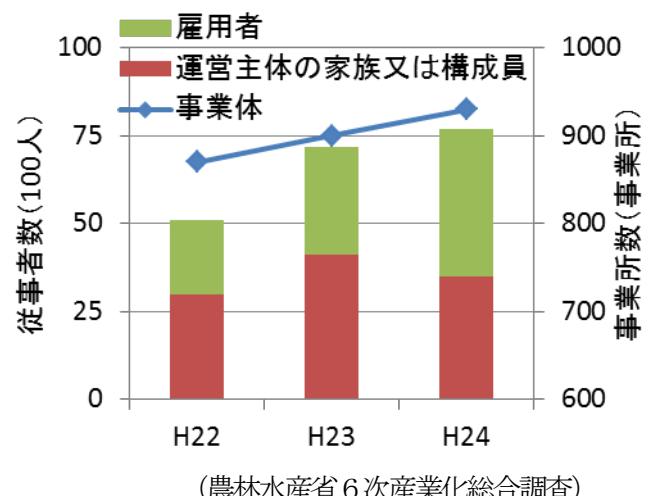
- 農村では、高齢化や過疎化が進み、営農環境だけでなく生活環境の維持・確保が困難になりつつあることから、所得や雇用の確保、生活環境やコミュニティの維持など、農村に住んでもらうための取組みが必要である。
- 職業上の理由により県外に転出する若者が多いことから、農村地域の基幹的な産業である農業と他産業との兼業により、十分な所得を確保できるような暮らし方の提案が必要である。
- 県内には、都市住民を惹きつける豊富な地域資源があることから、それらを生かした「岐阜県らしい」都市と農村の交流を拡大するとともに、移住・定住の受け皿を作ることが必要である。
- 野生鳥獣による農作物の被害が多発しているとともに、耕作意欲の低下により耕作放棄地が多く存在しているため、鳥獣被害対策の強化と、水田の活用により耕作放棄地化を抑制することで、農村の環境や景観を維持するなど、農村を守る取組みが必要である。
- 「清流長良川の鮎」が世界農業遺産認定候補地に選定されたことによる地域住民の気運の高まりを受け、「里川のシステム」を保全・伝承し、活用することが必要である。

職業上の理由による県外への転出入



(県人口動態統計調査年報)

県内の農村ビジネスの状況



＜目指すべき将来像＞

- 県内農村の魅力に触れるため、県内外から多くの人が訪れるとともに、体験をきっかけに、都市部から農村への移住・定住者が増加している。
- 農畜水産業とその関連産業によって、農村地域の所得と雇用を創出している。
- 農村の環境を守る地域住民が主体となって、清流やふるさとの自然環境、生物多様性、農村の景観、伝統や文化など多面的機能が保全され、次代へ継承する仕組みが構築されている。
- 「防護」と「捕獲」の一体的な推進により、鳥獣被害が減少するとともに、ジビエを活用した地域振興が進んでいる。
- 農道、ため池の耐震化などの強靱化対策と農村生活環境基盤の整備により、安全・安心で住みよい農村が整っている。

<重点施策>

(1) 里川の振興

ポイント

世界農業遺産認定への取組みを契機として、長良川における、人の生活、水環境、漁業資源が相互に連環している世界に誇る里川のシステム（以下、「長良川システム」）を保全・活用するとともに、その価値を国内外に向け発信する。

取り組む施策

①里川の保全・継承

- ・里川を保全・継承するため、「長良川システム」の情報発信や環境保全活動に取り組む「清流長良川の農林水産業プレイヤーズ」の登録組織数を増加させるとともに、関係部局と連携して、語り部の育成、河川等の清掃、育林、環境教育等の活動を支援する。
- ・土づくりや代替技術により化学合成農薬・化学肥料を削減する「ぎふクリーン農業」を継続し、農業生産面から良質な水質の保全を図る。
- ・上流域の畠地帯からの土壤流失を未然に防止するため、機能低下が著しい沈砂池や排水路などの診断を行うとともに、対策工法などの検討を行う。
- ・「世界かんがい施設遺産」に登録(H27.10)された曾代用水をはじめ、次世代に受け継がれるべき農村資源の映像資料を作成し、小学生等を対象とした勉強会の開催や、ホームページで情報発信を行う。
- ・世界農業遺産「清流長良川の鮎」を象徴するランドマークを整備し、観光スポットとしてPRするとともに、景観や周辺の自然を保護・継承する拠点とする。

②里川の活用

- ・流域の農林水産物やその加工品、観光資源のブランド化を促進するため、ロゴマークを作成するとともに、認証制度を確立する。
- ・清流を観光資源として活用するため、観光業界と連携して、長良川の優れた景観をめぐるコースを創設し、登録する。
- ・「里山・里川・里海」を一体的に情報発信するため、石川県と幅広く連携して、「伝統漁法の伝承」や「伝統工芸品の材料の国産化」等に取り組むとともに、両県によるシンポジウムを開催する。
- ・ERAHS（東アジア農業遺産学会）やJ-GIAHS（世界農業遺産国内認定地域連携会議）と連携して、世界農業遺産の国際的な情報発信を行う。

指標	現状 (H26)	目標 (H32)
清流長良川の農林水産業プレイヤーズ数 ※1	57 団体	80 団体
「長良川ブランド」の認証数 ※2	0 個	30 個

※1 「清流長良川の鮎」の趣旨に賛同し、地域での普及啓発や協議会と連携した活動を展開する団体

※2 サイト内の農林水産物及び加工品について、統一的に売り出すための概念（認証制度）

(2) 農村ビジネスの創出

ポイント

農村の地域資源を活かし、地域全体でグリーン・ツーリズムや6次産業化などに取り組み、移住・定住の受け皿としての就業機会の創出と所得向上を図るとともに、農村での生活に必要な機能・拠点の維持などを行うコミュニティ・ビジネスの展開を支援する。

取り組む施策

①就業機会の創出

- ・農村で暮らしていくことができる所得を確保するため、農林漁業に携わりながら、商工業や観光業などからも所得を得る「田園回帰就業モデル」を構築・普及とともに、関係部局と連携し、移住・定住を支援する。
- ・農村における雇用機会の創出や交流人口の拡大を図るため、古民家や空き家を、農家民宿や農家レストランとして活用するために必要な改修や施設の整備を支援する。

②都市農村交流の推進と受入体制の強化

- ・都市住民と農村集落との交流人口の拡大を図るため、観光部局と連携しながら、岐阜県らしいテーマ性のあるグリーン・ツーリズムを企画し、大都市圏において誘客キャンペーンを展開する。
- ・地域ごとのグリーン・ツーリズム実践団体を取りまとめ、旅行会社の窓口となり、都市住民や修学旅行生等の受け入れの調整などを行う地域協議会を設置する。
- ・増加する外国人観光客の受入体制を強化するため、語学力やホスピタリティを向上させる研修の実施や、外部人材の活用を促進する。

③農村コミュニティの元気づくり

- ・集落の維持や村おこしに関する課題を解決するため、住民組織が、商工業者等と連携しながら、話し合いにより、住みよい集落づくりに必要な取組みを盛り込んだ将来ビジョンを策定するのを支援する。
- ・地域の将来ビジョンの実現に向けて、他部局と連携して、移動販売所などの生活インフラの維持や村おこし等に関する取組み（コミュニティ・ビジネス）を支援する。

指標	現状（H26）	目標（H32）
農林漁業体験者数	145 千人	180 千人

(3) 水田を中心とした農村の維持

ポイント

生産条件が不利な中山間地域の水田を守るために、効率的な営農技術の導入を促進するとともに、集落営農による安定した営農体制づくりや耕作放棄地対策を強化する。

取り組む施策

①中山間地域等に適した水田農業の展開

- ・農地集積が進んでいない地域の取組みを進めるため、関係機関で構成する農地集積推進チームと農地利用最適化推進委員等が連携し、人や農地に関する地域の合意形成に向けた話し合いを促進する。
- ・分散ほ場の効率的な管理を図るため、ほ場の電子地図化や作業情報のデータ化などICT（情報通信技術）を導入した経営体を育成する。
- ・水稻単作経営から収益性の高い園芸品目や農産物の直売・加工部門の導入による経営の複合化・多角化を図るため、専門家による個別指導や先進事例を学ぶ研修会などを実施する。（再）
- ・飼料用米の生産性向上を図るため、地域に適した多収性品種の導入を進めるほか、直播や密播疎植などの省力・低コスト栽培技術の普及指導を行う。（再）
- ・WCS用稻の生産を拡大するため、耕種農家と畜産農家のマッチングを進めるとともに、収穫・調製に要する機械の導入を助成する。
- ・中山間地域で農地集積の阻害要因となっている畦畔管理の負担を軽減するため、畦畔へのカバープラント処理などの省力化を図る取組みを支援する。
- ・安定的に営農を維持するため、地形に応じたほ場や農道の整備など、地域の状況に即したきめ細かな基盤整備を実施する。

②地域を守る集落営農の体制づくり

- ・県と関係機関で組織する支援チームや集落営農に精通した専門アドバイザーの派遣、集落リーダーを発掘・育成する集落営農塾の開催などにより、集落の合意形成を支援する。（再）
- ・集落営農組織の早期経営安定化や経営規模拡大を図るため、農業機械の導入を支援する。（再）
- ・集落営農組織間における連携体制を構築し、機械の共同利用や人材の相互補完体制を整備する。（再）

③耕作放棄地対策の強化

- ・耕作放棄地の発生防止のため、農業委員会による利用状況調査・意向調査の確実な実施、農業委員及び農地利用最適化推進委員のパトロール活動強化など、農地の適正管理に向けた活動を支援する。
- ・営農組織、土地所有者、県、市町村等関係機関が連携して集中的に解消活動を行う「農地イキイキ再生週間」を設定し、広く県民へ耕作放棄地解消の必要性をPRする。
- ・耕作放棄地の解消、営農再開を図るため、農地とその周辺の耕作放棄地を一体的に担い手へ集積するとともに、関係機関からなる対策チームにより、担い手に集積された耕作放棄地の再生を支援する。

指標	現状（H26）	目標（H32）
水田利用率	96.3 %	100 %
中山間地域の基盤整備面積	173 ha	累計 750 ha
耕作放棄地解消面積	71 ha	350 ha

(4) 鳥獣被害対策の強化

ポイント

被害増加が著しい地域への迅速かつ集中的な対策を支援するとともに、イノシシやニホンジカの捕獲を強化するなど、防護と捕獲の総合的な対策を進めることで、鳥獣被害額の低減を目指す。また、獣肉を地域資源と捉え、「ぎふジビエ」として利活用を図る。

取り組む施策

①鳥獣被害額の低減対策

- ・大型獣種（イノシシ、ニホンジカ、サル）による被害が特に増加している地域において、侵入防止柵の設置・改良や捕獲機材の導入等被害対策の実施に向けた集中的かつ加速的な支援を行う。
- ・鳥獣被害対策専門指導員が中心となって取組意欲の醸成や集落リーダーの掘り起し、対策プランの作成等を支援し、集落ぐるみによる鳥獣被害対策が行われていない集落を解消する。
- ・狩猟者が不足している地域において効率的な捕獲を進めるため、住民が集落の周囲へのわなの設置と日常の見回りを行い、狩猟者が捕獲された野生鳥獣の処理を行うなど、住民と狩猟者が協働して行う集落ぐるみの捕獲体制を構築する。
- ・市町村をまたぐ広域的な捕獲対策を進めるため、県がモデル的な捕獲の取組みを実施するとともに、その成果を踏まえ、市町村を越えて広域対策を行う枠組みづくりを進める。
- ・県内で特に問題となっている獣種を対象に、試験研究機関と関係地域農林事務所が連携し、獣害防止対策技術の研究と普及に取り組む。
- ・増加する捕獲個体の円滑な処分を促進するため、地域の要望に即して必要な焼却施設等の整備を支援する。

②ジビエの利活用促進

- ・「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に準拠して解体処理を行う施設の整備を支援するとともに、解体処理施設を核とした、地域内流通・販売システムの構築に向け、捕獲従事者や飲食・加工業者、直売所・宿泊施設等とのネットワーク化の取組みを支援する。
- ・「ぎふジビエ」を取扱う店舗等の登録制度によるPR強化や、家庭で手軽に調理できるレトルト商品など新たな加工品の開発、飲食チェーン等との協働によるメニュー開発等により、販路、消費の拡大に取り組む。

指標	現状 (H26)	目標 (H32)
ニホンジカの年間捕獲頭数	11,884頭(H24-26)	15,000頭
被害対策未実施集落数	1,196カ所	0カ所
「ぎふジビエ」の年間販売量	1.9t	10t

(5) 農業・農村の強靭化

ポイント

地震や集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農業用のため池や用排水施設等の耐震化対策、老朽化対策を実施し、地域防災力の強化を図る。

取り組む施策

①農業インフラ（ため池、排水機場等）の防災・減災対策の推進

- 農業用のため池や排水機場、農道施設（橋梁、トンネル）の点検・診断を進めるとともに、耐震化対策・老朽化対策を実施するハード対策や施設管理体制の強化に資するソフト対策を実施する。

②老朽化した農業水利施設等の適切な保全管理

- 安定した食料供給力を確保するため、基幹的な農業水利施設の改修や長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する。
- 農村地域の長期的な汚水処理機能を確保するため、農業集落排水施設の機能診断を推進するとともに、機能強化対策を実施する。
- 「ストックマネジメントセンター（仮称）」を岐阜県土地改良事業団体連合会内に設置し、機能保全計画を策定した基幹的農業用水路等の情報蓄積や、関係機関との連絡調整、監視指導等を行う。

③土地改良区の運営基盤の強化推進

- 土地改良区の運営基盤を強化するため、組織の統合再編に向けた指導・助言を行うとともに、経営状況の明確化や公平性・透明性を確保するため、複式簿記会計の導入などを段階的・計画的に推進する。

指標	現状（H26）	目標（H32）
湛水被害等のリスクを軽減する農地面積	197 ha	累計1,000ha
農道橋の耐震対策実施割合	3割(14橋)	5割(25橋)
基幹的農業用水路における機能保全計画策定割合	6割(183km)	8割(223km)

<基本施策>

(1) 高齢者等生きがい農業の推進

- ・定年帰農者等を対象とした帰農塾等の研修を行い、少量多品目生産や、地域のニーズに直結した特徴ある品目生産を支援する。
- ・朝市・直売所で販売する野菜や果実などの種類や数量を確保するため、生産者の仲間づくりを進めるとともに、活力と魅力ある朝市・直売所づくりのための研修会を開催する。(再)
- ・都市住民や農地を持たない人に向けて、レクリエーション目的で野菜や花の栽培を楽しんでもらえる市民農園の設置状況等の情報を発信していく。

(2) 生活環境の整備推進

- ・農業者だけでなく地域の住民が一体になった農業用施設の維持管理や畦畔の草刈りなど、農地や農村の環境を保全する活動を支援する。
- ・農産物輸送の合理化や農村生活環境の向上と、災害時の避難路・輸送路としての役割を担う基幹的農道の計画的な整備を推進する。
- ・整備が遅れている農村地域の集落内道路、集落内排水路、防火水槽などの生活環境基盤の整備を推進する。

(3) 地域資源の循環利用と自然エネルギーの活用推進

- ・農業集落排水施設から発生する汚泥の農地還元利用等を促進するため、リサイクル施設の整備を進めるとともに、資源循環計画の推進に係る市町村に対する助言・指導や、汚泥肥料の普及啓発等を行う。
- ・地域の有機質資源の循環を促進するため、肥料取締法に基づき、家畜糞やもみ殻等を用いた堆肥の品質を保全し、公正な取引と安全な施用を確保する。
- ・食品残さの飼料利用を推進するため、食品の製造過程で発生する「食品製造副産物」や食品となった後に発生する「余剰食品」を原料とする飼料の製造事業者や利用希望者の情報を収集するとともに、製造・給与に係る助言・指導等を行う。
- ・水田等を活用した飼料作物生産と家畜堆きゅう肥還元のサイクルを構築するため、家畜堆きゅう肥の品質向上の助言指導や利用の働きかけ、耕種・畜産農家のマッチング等を行う。
- ・地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図るため、日本一の包蔵水量を誇る本県の特性を生かし、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備を推進する。

(4) 農村の伝統文化の伝承

- ・地域が守ってきた農業に関わる祭や農村地歌舞伎、歴史ある農業施設や昔ながらの田園風景等を「ぎふ農村遺産（仮称）」に位置付け、後世に伝承していくよう支援する。
- ・飛騨・美濃伝統野菜など地域の特色ある農産物や郷土料理について、その歴史や魅力、購入、食事ができる店舗情報などをまとめたホームページを開設して情報発信する。(再)
- ・調理師や栄養士を目指す学生が、県内の特色ある農産物や郷土料理などを学び、新たなメニュー開発に取組む活動を推進する。(再)
- ・包括提携協定などを通じ、企業と連携した地域の伝統食材や食文化を保護・保存する取組みを推進する。(再)

(5) 農村環境を守るための地域住民、企業等との連携

- ・棚田を保全するため、農業者や地域住民が一体となった棚田保全組織を新たに育成するとともに、棚田オーナー制度など棚田保全に向けた企業や都市住民との交流などの取組みを支援する。
- ・農村資源の大切さについての理解を深めるため、子供たちを対象に、農村資源が有する多面的機能を学ぶ「ぎふ田んぼの学校」を実施する。
- ・幅広い年齢層が多く集まる場所を中心に水・土・里の大切さや多面的機能をPRする「展示会」を開催する。
- ・農業・農村への関心を高めるため、幼稚園・保育所における幼児食農教育の実施や、小中学校を対象とした花育の推進、高校生や大学生への農業体験実習の情報提供やマッチングなどを行う。
- ・将来に渡り引き継ぐべき水土里（みどり）資源のデジタル映像化に取り組み、その魅力や多面的機能の情報発信を行う。
- ・農業用排水路に生息する生物の生息域を広げるため、排水路内や河川との落差解消など、県土整備部との協働による水みち連携を推進する。
- ・農村の魅力的な資源と、それを活用したい企業等とを結びつけるためのマッチングを行うことで、都市農村の交流を促進し、新たな価値の創造を行う。

指標	現状（H26）	目標（H32）
定年帰農者数	82人	累計470人
農業水利施設を活用した小水力発電施設数	1箇所	19箇所
農地維持活動に集落で取り組む協定面積	24,890ha	31,400ha
棚田保全活動団体数	12団体	17団体
ぎふ一村一企業パートナーシップ運動登録数 (社会貢献型+ビジネス創出型)	15件	21件
田んぼの学校活動事業実施数	114校	174校
河川から水田までの魚類等生息環境対策に取組む地区数	0地区	10地区

第6章 主要品目別施策

「売れるブランドづくり」の現状や課題を踏まえ、消費者に選ばれる農畜水産物の生産や販路の確保、生産性の向上により、足腰の強い農業を実現するために必要となる、主要な品目ごとの施策を明らかにする。

(1) 水田作物（米、麦、大豆、飼料用米）

ポイント

主食用米の需要が年々減少する中、消費者から支持される良食味米の生産を基軸に、麦・大豆の収量・品質の高位安定化、需要が見込める飼料用米への作付転換などを進め、将来にわたり水田を維持する。

<取組内容>

(米)

- ・食味ランキング最上位「特A」獲得に向け、土壌管理や施肥体系の改善などにより良食味米栽培技術を確立・普及するとともに、食味官能評価と相関を示す分析機器の導入や、県・JAの専門職員の育成などにより食味評価体制を構築する。(再)
- ・農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を行うとともに、生産規模の拡大に取り組む担い手を対象に農業機械等の導入を支援する。
- ・優良種子の安定供給を図るため、種子生産マニュアルの実践による基本技術の普及指導や、適切な圃場審査を実施する。
- ・老朽化しているカントリーエレベーターなど基幹的共同利用施設について、機能の高度化や再編利用を支援する。

(麦、大豆)

- ・水田の高度利用を図るため、西濃地域を中心に、米・麦・大豆の2年3作体系を推進する。
- ・経営所得安定対策や地域の裁量で活用可能な産地交付金により、麦・大豆等への作付転換を支援する。
- ・小麦については、コムギ縞萎縮病が発生している「農林61号」から抵抗性新品種「さとのそら」への切り替えを推進するとともに、最適な施肥体系を確立・普及する。
- ・大麦については、凍霜害リスクが高い中山間地域を中心に小麦からの麦種転換・新規作付を推進するとともに、収量・品質の高位安定化に向けた施肥体系を確立・普及する。
- ・大豆については、難防除雑草（帰化アサガオ類など）に対する薬剤選定調査を行い効果的な対処技術の確立・普及を図るほか、難裂莢性を強化した新たな品種の選定を行う。

(飼料用米)

- ・生産性向上を図るため、地域に適した多収性品種の導入を進めるほか、直播や密播疎植などの省力・低コスト化栽培技術の普及指導を行う。(再)
- ・効率的な流通体制を確立するため、JA等の共同乾燥調製施設等などの再編を促進し、専用乾燥機の増設や専用出荷ラインの整備などを支援する。(再)
- ・地域内流通を促進するため、飼料用米の生産農家と、飼料用米を利用したい畜産農家とのマッチングを進めるとともに、利用に必要な破碎機などの機械・施設の整備を支援する。(再)

指標	現状（H26）	目標（H32）
米の食味ランキング「ハツシモ・コシヒカリ」	A・特A	特A・特A
飼料用米生産面積	1,070 ha	4,000 ha

(2) トマト

ポイント

夏秋トマトと冬春トマトの産地リレーにより、安定した取引が行われているが、競合産地の台頭や販売形態の多様化といった環境の変化に対していくため、新たな栽培技術の導入や選果場の機能向上など、産地の構造改革を進める。

<取組内容>

- ・高収量・安定生産が可能となる冬春トマトの「独立ポット耕栽培システム」、夏秋トマトの「独立袋栽培」など、県が開発した新技術の現場導入を促進する。
- ・市場ニーズに応える長期安定生産体制を確立するため、葉かび病に強い新品種や食味の良いミニ・ミニ品種の導入、樹勢維持に向けた栄養診断技術の普及、早期・後期作型を組み合わせた経営モデルの育成などに取り組む。
- ・効率的な出荷体制を確保するため、複数等級の同時選果が可能となる高性能選果機や、スタンドパック・小箱といった販売形態の多様化に対応した包装ラインの導入など、老朽化している選果場の機能向上を支援する。

指標	現状 (H26)	目標 (H32)
トマト共販出荷量	19,800t (H24-26)	21,000t

(3) ほうれんそう

ポイント

夏ほうれんそうは、大阪市場では1位のシェアを占めるなど高い競争力を有しているが、高齢化の進展や労働力不足、单収の伸び悩みなどから、生産面積は横ばい状態である。産地の維持・発展を図るため、調製・包装作業の共同化や新たな施肥体系の確立などに取り組む。

<取組内容>

- ・生産規模拡大の阻害要因となっている調製・包装作業の省力化を図るため、先進農家のモデル手法を広く普及するほか、共同調製施設の設置に向けた検討を行う。
- ・消毒やビニール被覆作業などの労働力確保に向け、他作物のパート職員を割り当てるなど、地域の営農体系に即した労働力補完体制の構築を支援する。
- ・单収の向上を図るため、べと病・ケナガコナダニなど難防除病害虫に対する総合的な防除体系や、連作に対応した新たな施肥体系を確立し、現地へ普及する。

指標	現状 (H26)	目標 (H32)
ほうれんそう共販出荷量	8,383 t (H24-26)	8,500 t

(4) えだまめ

ポイント

「岐阜えだまめ」のブランド名で消費者・市場等から高い評価を得ているが、既存産地の市街化や担い手の高齢化などから生産面積は減少傾向にある。産地の維持・発展を図るため、周辺地域への産地拡大や選別作業の共同化などを進める。

<取組内容>

- 既存産地の市街化が進展していることから、周辺地域の栽培可能地調査や農地中間管理事業を活用した農地集積・集約化の仕組みづくりなどを支援する。
- 労働負担が大きい選別作業の省力化を図るため、JA等による共同選別の仕組みづくりを支援する。
- 集落営農組織等の参入を促進するため、水田転換圃場における省力機械化体系の開発や出荷規格の簡素化を進める。
- ハウス・トンネル・露地栽培を組み合せた長期安定生産技術や、防虫ネットを利用した減農薬防除技術など、産地を支える技術の確立・普及を進める。

指標	現状 (H26)	目標 (H32)
えだまめ共販出荷量	1,000 t(H24-26)	1,100 t

(5) いちご

ポイント

県オリジナル品種「濃姫」「美濃娘」を中心に、「高設ベンチ養液栽培システム」による安定生産体制が構築されているが、高齢化に伴い生産面積は減少傾向にある。産地の更なる発展を図るため、新たなオリジナル品種の育成や選果・パック詰め作業の共同化などを進める。

<取組内容>

- 県育成品種のラインアップを強化するため、「濃姫」「美濃娘」に次ぐ、新たな品種の導入を促進する。
- 生産量の高位安定化を図るため、管理作業の軽労化・栽培技術の平易化が可能となる「高設ベンチ養液栽培システム」の現場導入を一層促進する。
- 出荷時の労力軽減を図り規模拡大を誘導するため、選果・パック詰め作業を共同で行う「パッキングセンター」の整備を支援する。

指標	現状 (H26)	目標 (H32)
いちご単収	3.3 t/10a(H24-26)	4.0 t/10a

(6) 柿

ポイント

全国有数の産地として消費者・市場などから高い評価を得ている中で、更なる産地の発展を目指し、多様化する消費者嗜好に対応した新品種の導入や基幹作業の労力補完体制の構築など、産地の構造改革を進める。

<取組内容>

- ・果汁が豊富な「早秋」や食感に特徴がある「太秋」といった早生品種に加え、県が育成した甘みが強い中生品種「ねおスイート」の導入を促進し、主力の晚生品種「富有」までのリレー出荷体制を確立する。
- ・多様化する消費者ニーズに対応するため、最高級品「果宝柿」の安定生産に向けた大玉化技術の開発・普及や、一口サイズで皮を剥かずに食べられる新品種「ベビーパーシモン」の新植・改植などを進める。
- ・摘蕾や収穫など短期間に集中する作業を適期に実施するため、JA出資法人や定年帰農者などによる労力補完体制を構築する。
- ・生産力の維持に不可欠な剪定作業について、これまで産地で培われた優れた技術を匠の技として伝承していくため、剪定士制度を新たに設ける。
- ・収穫、剪定などの手を上げ続けて行う作業の負担軽減を図るため、農作業用アシストスーツの導入を支援する。

指標	現状 (H26)	目標 (H32)
新品種「ねおスイート」の導入面積	—	5 ha

(7) 栗

ポイント

恵那地域を中心に良質な栗産地が形成されているが、特産の栗きんとんへの原料供給が十分ではないことから、新たな生産団地の整備や品質・収量の高位安定化に向けた栽培技術の普及などにより、地元菓子業者への県産栗の供給量を拡大する。

<取組内容>

- ・地元菓子業者への安定供給体制を確立するため、栗きんとん加工に適した新品種として県が育成した「えな宝来」「えな宝月」の新植・改植を支援し、新たな生産団地を整備する。
- ・渋皮が簡単にむける特性から、焼き栗として販売できる品種「ぽろたん」について、生産拡大に向けた栽培指導及び各種イベント等でのPR活動を強化する。
- ・栗生産者の栽培技術力の底上げを図るため、高度な剪定技術を有する農家を認定する剪定士制度を県内全域に波及させる。
- ・品質・収量の高位安定化を図るため、樹高を常に低く保つことで女性や高齢者でも管理がしやすい「低樹高・超低樹高栽培技術」の普及研修会を開催する。

指標	現状 (H26)	目標 (H32)
地元菓子業者への供給量	134 t	200 t

(8) 茶

ポイント

生産者の高齢化・後継者不足などにより、栽培面積・生産量ともに減少傾向にある中で、地域で茶園を管理する新たな体制の整備や荒茶加工施設の再編・高度化などを支援し、産地の活性化を図る。

<取組内容>

- ・放任茶園の発生防止を図るため、高齢農家・兼業農家などの受け皿として、集落内の営農組織が茶園の管理作業を請け負う「集落営農型茶産地維持システム」を確立する。
- ・生産体制の強化を図るため、農地中間管理機構による茶園の集積・集約化を行うほか、乗用摘採機・防霜ファンなどの導入を支援する。
- ・生産性や品質の向上を図るため、新植・改植に対し支援を行い、茶園の若返りや優良品種への転換を加速化する。
- ・高品質茶葉や加工原材料茶葉など、消費者ニーズに対応した茶の安定供給に向け、既存の荒茶加工施設の再編・高度化を支援する。
- ・県産茶の消費拡大を図るため、岐阜県茶業組合や日本茶インストラクター協会等と連携し、道の駅での販売イベントや茶の入れ方教室、茶文化セミナーなどを開催する。

指標	現状 (H26)	目標 (H32)
管理受託面積	69 ha	100 ha

(9) 花き

ポイント

全国的に花きの生産額が減少している中、県オリジナル品種の育成や日持ち保証販売制度の導入、省エネ・低コスト栽培技術の開発・普及等により、県内花き生産者の経営安定を図る。

<取組内容>

- ・斬新な花色など新たな特徴を持つ品種や高温時の品質安定性を高めた品種、海外展開も可能な輸送性に優れた品種など、県のオリジナル新品種を育成する。(再)
- ・県産花きの競争力を高めるため、県内花き生産者の商品開発力を強化するセミナーや、日持ち保証販売制度の導入に向けた鮮度保持対策研修会を開催する。(再)
- ・県内花き生産者の栽培技術力の底上げを図るため、切花、鉢物などの部門別に品質や商品性を競い合う花き品評会「ぎふフラワーセレクション」を開催する。
- ・花き経営の効率化を図るため、ドライミストを利用した冷房システムやLEDを利用した補光技術など、省エネ・低コスト栽培技術の開発・普及を進める。(再)

指標	現状 (H26)	目標 (H32)
県が育成する花き種苗登録（出願）数	14 品種	18 品種

(10) 乳用牛

ポイント

生乳は牛乳・乳製品の原料として利用され、学校給食等で広く県民に愛用されているが、飼料などの生産コストが上昇し生産量が減少している。酪農経営の体質強化を図るため、乳用牛の生涯生産性の向上と乳用牛育成牧場の活用促進や乳用牛を活用した和牛子牛生産を進める。

<取組内容>

- ・収益性を向上するため、牛1頭当たりの年間生乳生産量の増加と生産寿命の延長による生涯生乳生産量の増加をめざし、乳用牛の改良並びに牛群の整備を支援する。
- ・効率的に優良な後継乳用牛を確保するため、性別別精液や性別別受精卵の活用を促進する。
- ・生産コストを低減し酪農経営の安定を図るため、東濃牧場で生産する「乳用初妊牛」や、飛騨牧場で生産する「和牛受精卵」の活用を促進する。
- ・新規就農に伴う畜舎整備や地域のモデル的な経営実証に必要な生産基盤の整備を支援する。
- ・酪農家の経営安定を図るため、加工原料乳に対し補給金を交付する制度の活用を促進する。

指標	現状 (H26)	目標 (H32)
県内年間生乳生産量	44,092 t	48,000 t

(11) 肉用牛

ポイント

飼料価格の高止まりや、農家の高齢化による廃業等により、全国的に繁殖雌牛頭数が減少したこと、子牛価格が高騰している。飛騨牛の生産基盤を確保するため、後継者の確保や、安定した子牛の生産体制を整え“岐阜県生まれ岐阜県育ちの飛騨牛”の増産を目指していく。

<取組内容>

- ・県内肥育農家へ子牛を安定供給するため、繁殖センターを整備し、県内における一貫経営体制を構築する。併せて、繁殖センターに研修機能を付与し、飛騨牛を支える担い手を育成する。
- ・飛騨牛の優れた肉質を維持・向上するため、優良な種雄牛の造成と、優良な繁殖雌牛の保留・導入を促進するとともに、新たに整備する繁殖センターに、改良を支える系統雌牛の繁養を進める。
- ・新規就農に伴う畜舎整備や地域のモデル的な経営実証に必要な生産基盤の整備を支援する。
- ・飛騨牛の改良や飼養管理技術の向上に取り組んできた検証を行い、更なる銘柄化と全国へのPRを図るため、全国和牛能力共進会等の共進会への出品に対し支援する。
- ・子牛価格の低下に対応した補給金交付制度及び肥育経営の収益悪化に対応した所得補てん制度の活用を促進する。

指標	現状 (H26)	目標 (H32)
繁殖雌牛飼養頭数	8,390 頭	10,000 頭
飛騨牛年間認定頭数	11,253 頭	11,800 頭

(12) 養豚

ポイント

飼料価格の高止まりや、PED、口蹄疫等の家畜疾病対策の強化、TPPの動向等、養豚経営を取り巻く状況が厳しさを増している。規模拡大や種雄豚の改良・供給を行うことによる、生産効率の向上と他産地との差別化の推進と、意欲ある農家への施設整備への支援等を行う。

<取組内容>

- ・外国産と差別化できる高品質な豚肉を低コストで生産できるよう、畜産研究所で開発したボーノブラウン等の種豚の改良及び生産者への供給拡大を進め、本県独自の「霜降り豚肉の生産技術」を普及する。
- ・海外や国内他産地との競争に打ち勝つため、県産豚肉の質の高さのPRや、消費拡大活動を支援する。
- ・新規就農に伴う畜舎整備や地域のモデル的な経営実証に必要な生産基盤の整備を支援する。
- ・養豚経営の収益悪化に対応した所得補填事業への加入促進を図る。

指標	現状（H26）	目標（H32）
県有種豚（ボーノブラウン）の利用経営体数	9戸	18戸

(13) 養鶏

ポイント

飼料価格の高止まりや、家畜疾病対策の強化、TPPの動向等、養鶏経営を取り巻く状況が厳しさを増している中、本県銘柄鶏を中心とした県産鶏卵肉の消費拡大、家畜防疫体制の維持及び意欲ある農家への畜舎等の施設整備への支援を行う。

<取組内容>

- ・海外や国内産地との競争に打ち勝つため、畜産研究所で作出した付加価値の高い地鶏を活用した銘柄化の推進と、生産者団体が行うPR、及び消費拡大活動に対して支援する。
- ・高病原性鳥インフルエンザの侵入防止のため、生産者団体が行う消毒等の疾病対策の取組みを支援する。
- ・新規就農に伴う畜舎整備や地域のモデル的な経営実証に必要な生産基盤の整備を支援する。

指標	現状（H26）	目標（H32）
銘柄鶏の出荷羽数	279千羽	294千羽

(14) 養蜂

ポイント

蜜蜂は、蜂蜜を始めとする畜産物の生産のみならず、いちご等の園芸作物の花粉交配の手段として欠かせない存在であるが、近年蜜源植物の減少や様々な要因による蜜蜂への被害が発生しているため、蜜源植物の確保及び蜜蜂への被害の対応等への支援を行う。

<取組内容>

- ・蜜源植物の確保・増殖のため、生産者団体が行う蜜源レンゲの播種及び蜜源樹木の植樹活動に対し支援する。
- ・県産蜂蜜の競争力を高めるため、採蜜技術の研鑽による品質向上の取組みを支援する。
- ・蜜蜂への被害の回避及び防止のため、関係機関の連携を密にし、情報共有に努める。

指標	現状（H26）	目標（H32）
蜜源樹木の植樹面積	30ha	90ha

(15) 飼料作物

ポイント

輸入飼料価格の高騰により畜産経営が圧迫されており、自給飼料増産が所得率向上の大きな要因となる。輸入飼料価格に左右されない自給飼料基盤に立脚した経営体を育成するため、公共牧場等の再整備や担い手による自給飼料増産に取り組む。

<取組内容>

- ・水田等を活用したWC Sなど飼料生産の拡大を図るため、収穫調製用の施設整備や機械導入を支援する。
- ・公共牧場等が受け入れる夏場の繁殖雌牛放牧頭数を拡大するため、採草・放牧地の再整備を行う。
- ・意欲ある農家の自給飼料基盤の拡大を図るため、新たな草地等の造成整備を支援する。
- ・飼料生産技術の高度化による生産量の拡大を図るため、飼料分析データ等を活用した肥培管理や収穫調製技術を普及する。



指標	現状（H26）	目標（H32）
飼料作物生産面積（WC S含む）	4,753ha	5,000ha

(16) 淡水魚

ポイント

河川漁業漁獲量は減少傾向にあり、効果的な放流方法への転換により、渓流魚の漁獲量と遊漁者の増加を図る。

マス類養殖については需要の高い大型マス生産を推進して養殖生産量の増加を図る。

<取組内容>

- ・渓流魚の河川漁業については、資源の増大を図り、漁獲量・遊漁者数の増加につなげるため、親魚放流や発眼卵放流など効果の高い放流技術の普及と漁業協同組合が行う環境に応じた適切な漁場管理を支援する。
- ・マス類については、刺身用の大型マスの需要が伸びていることから、肉質が良く刺身食材として有望な全雌3倍体ニジマスの普及と、成熟しにくいため肉質が良質な5年成熟型のニジマスを開発する。

第7章 計画実現に向けての推進体制

本計画の推進にあたっては、農業者はもとより広く一般県民や企業、関係団体や行政が連携を図りながら、それぞれの役割に応じた積極的な取組みが重要である。

1 農業者の役割

農業が、県民の食料確保、県土の環境保全に貢献していることを自覚し、本県を支える重要な産業に従事していることに誇りを持ち、農業者自らが創意と工夫によって、将来を見通しながら、計画的に農業経営を開拓することが求められている。

2 関係団体の役割

○農業協同組合

農業協同組合は、農産物の共同販売、生産資材の共同購入、共同利用施設の整備、営農指導、担い手の育成、農地集積の円滑化など農業者の経営向上や地域農業の振興をはじめ、ガソリンスタンドや生活用品の販売など農村地域のインフラ整備、高齢者支援などのコミュニティ活動といった幅広い役割を果たしている。

現在、農協組織の改革が進められている中で、今後、農業者の所得向上に向けて、生産資材を安価に供給し、生産物を高く販売する仕組みを構築するとともに、営農事業に注力できる体制づくりが求められている。また、農業者をはじめ農村地域の住民の生活環境の維持に貢献することが期待されている。

○農業委員会

農業委員会は、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農業経営基盤促進法等に基づき、優良農地の確保、担い手の育成確保などの役割を果たしている。

現在、農業委員会組織の見直しが進められている中で、今後、担い手への農地集積・集約化や、耕作放棄地の発生防止・解消、農業への企業の新規参入の促進など、農地利用の最適化を図ることが求められている。

○農業共済組合

農業共済組合は、農業災害補償法に基づき、農業者が不慮の災害・事故で受けた損失を補てんするという農業災害対策の基幹的な役割を果たしているが、農業者の高齢化などに伴い、相互扶助による業務運営が難しくなるなどの課題が存在する。

今後、国において収入保険制度導入の検討と併せ、農業災害補償制度の在り方の検討がなされることから、適切な対応が求められる。

○漁業協同組合

漁業協同組合は、稚魚放流や産卵場造成、カワウの駆除など水産資源の維持管理、漁業者や遊漁者の採捕に関する秩序維持などの役割を果たしている。

現在、世界農業遺産候補「清流長良川の鮎」で注目を集めており、漁業者の立場から、人の生活、水環境、漁業資源が相互に連関した里川のシステムを保全し、活用することが求められている。

○土地改良区

土地改良区は、日常的な用水の管理や場整備などの農業農村整備事業の推進、用排水路・農道・ため池等の土地改良施設の維持管理などの役割を果たしているが、農村の混住化や、農業者の減少・高齢化に伴い、適正な維持管理が難しくなっている。

今後、維持管理のトータルコストの低減を図るため農業水利施設の計画的な更新を進めるとともに、地域住民との連携を含め、土地改良区の運営基盤の強化が求められる。

○一般社団法人岐阜県畜産協会

(一社) 岐阜県畜産協会は、畜産関係団体の指導・連携を図りながら畜産経営の安定向上に必要な支援指導、家畜の健康保持に関する技術指導など民間畜産指導体制の中核として役割を果たしている。

今後、担い手不足や輸入農畜産物等との競合などに的確に対応するため、畜産関係団体の中心となって、新規就農者や経営感覚に優れた担い手の育成、安全・安心で、高品質な県産畜産物の安定供給と消費拡大に取り組むことが求められている。

○一般社団法人岐阜県農畜産公社

(一社) 岐阜県農畜産公社は、新規就農者の育成・確保支援、農地の集積・集約化、優良な乳用牛及び肉用牛の育成、畜産生産基盤の整備などを通じ、本県農業の健全な発展に寄与している。

県農業の担い手の確保や経営強化を進めるため、「県青年農業者等育成センター」として総合的な就農支援を実施するとともに、「農地中間管理機構」として担い手への農地の集積・集約化を加速化することが求められる。また、優良な乳用初妊牛及び和牛子牛等の県内農家への供給を通じ、県内畜産農家の経営の安定化に取り組むことが求められている。

3 県民の役割

県民には、農業が県民の生命と健康を守り、豊かな暮らしを支えていること、農業・農村が有する多面的機能について理解を深めていただくとともに、県民一人一人が、地産地消や食育、農村との交流に積極的に取り組んでいただくことが求められている。

こうした取組みが県民運動となって県全体に広がることで、食料自給率の向上や県内農業・農村の維持につながることから、特に、運動の推進に大きな力を持つ消費者団体やNPOなどが中心的となって活動を展開することが期待されている。

4 関係産業等の役割

○食品加工業、飲食業

本県で生産される安全・安心な農畜水産物を積極的に利用していただき、適正な情報開示により販売されることが求められている。

○流通業、小売業

本県農畜水産物を県内で積極的に販売できるような体制を整備し、消費者ニーズにマッチした商品を提供することとともに、消費者のニーズを農業生産現場にフィードバックし、生産段階から消費者のニーズに応えられる仕組みづくりが求められている。

○観光業

農村の豊かな地域資源を活用して農村と都市の交流を促進することにより、都市住民に憩いと癒しを提供することが求められている。

○大学等教育・研究機関

大学等は、農業に携わる人材育成や、農業や食品に関する産官学共同研究を推進するとともに、大学が実施する農村における体験教育、研修、インターンシップなどにより農業・農村との連携を深めることが期待されている。

5 市町村の役割

市町村は、地域の農業振興や農村の活性化に直接かかわる、農業者に最も身近な行政機関として、地域で主導的な役割を發揮し、地域の農業・農村政策の推進にあたることが期待されている。

特に、「人・農地プラン」の策定や見直しを通じて、地域の農業の方向性を明らかにするとともに、認定農業者、認定新規就農者など担い手の育成、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積の推進、計画的な土地利用による優良農地の確保、鳥獣被害対策の強化などが求められている。

6 県の役割

県は、本計画の実現に向けて、市町村や関係団体、県民と相互に連携・協働しながら、本県の特性と実情に即した施策を講じるとともに、その効果を検証し、次の新たな施策を検討していく。また、あらゆる機会をとらえて県民に情報を提供するとともに、県民の皆さんから御意見を広くお聞きし、その意見を参考に農政の推進方向を明らかにする。

試験研究機関においては、農業の現場で直面する課題に的確に対応した研究開発を、関係機関と密接に連携して推進する。

普及組織においては、普及指導員が農業者と直接接し、高度な生産技術や知識を農業現場に普及させるとともに、6次産業化の推進など流通・販売、農業経営に関する支援を行い、地域農業・農村の活性化を図る。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成 26 年 1 月 31 日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

ぎふ農業・農村基本計画（平成 28～32 年度）（仮称）

岐阜県農政部農政課

〒500-8570 岐阜市薮田南 2-1-1

電話：058-272-1111（代表）

